



並びに社会保険審査会委員のうち根本眞君の任命について採決をいたします。

内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数  
賛成  
反対

二百一十七  
二百十九  
八

○議長(扇千景君) 次に、労働保険審査会委員のうち白井国男君、社会保険審査会委員のうち沼田輝夫君及び公害健康被害補償不服審査会委員のうち松省藏君の任命について採決をいたします。内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

賛成  
反対

二百一十七  
一百二十二  
五

○議長(扇千景君) 次に、総合科学技術会議議員のうち庄山悦彦君の任命について採決をいたしました。内閣申出のとおり同意することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

賛成  
反対

一百二十七  
一百二十二  
五

○議長(扇千景君) 次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第九号)は、政治団体の本部が、支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、支部が解散した旨を届け出ができるようにするものであります。委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、衆第四号の法律案について発議者衆議院議員佐田玄一郎君から、衆第九号の法律案について衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件を改正する法律案(衆議院提出第四号)一部を改正する法律案(衆議院提出第九号)一部を改正する法律案外一件

よつて、同意することに決しました。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

賛成  
反対

一百二十九  
一百三十五  
九十四

○議長(扇千景君) 日程第一 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆議院提出第四号)一部を改正する法律案(衆議院提出第九号)一部を改正する法律案(衆議院提出第四号)一部を改正する法律案(衆議院提出第九号)

よつて、本案は可決されました。(拍手)

〔投票終了〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

律案(衆議院提出第九号)  
以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長泉信也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

する特別委員長遠藤武彦君から、それぞれ趣旨説明を聴取した後、今回の法改正による政治団体間の寄附制限の実効性、迂回献金の規制を導入しなかつた理由、政治団体の本部が支部の解散届を提出したこととした趣旨等について質疑が行われました。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

まず、政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆議院提出第四号)の採決をいたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

賛成  
反対

一百二十九  
一百三十五  
九十四

○議長(扇千景君) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第九号)は、政治団体の支部が解散したときには、当該政治団体の本部が、支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、支部が解散した旨を届け出ができるようにするものであります。

次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第九号)は、政治団体の支部が解散した旨を届け出ができるようにするものであります。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。――これにて投票を終了いたしました。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数

賛成  
反対

一百二十九  
一百三十五  
九十四

○議長(扇千景君) 次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆議院提出第九号)の採決を行います。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。

[投票終了]

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

[投票終了]

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(扇千景君) 日程第三 平成十三年九月十

一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長林芳正君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

[投票開始]

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

[投票終了]

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたしました。

[投票終了]

[投票者氏名は本号末尾に掲載]

○議長(扇千景君) 日程第四 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長木村仁君。

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

○議長(扇千景君) 日程第三 平成十三年九月十

一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長林芳正君。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

つきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

○議長(扇千景君) ただいま議題となりました法律案に

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案

電波法及び放送法の一部を改正する法律案

三

本法律案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の負担の在り方を見直して電波の経済的価値に係る諸要素を勘案した料額を定めるとともに、電波利用共益費用の使途範囲の見直しのほか、最近の放送事業をめぐる対内投資の増大等、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、地上放送について外資の間接出資規制を導入する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、技術の進展等に伴う新規電波需要に対応した周波数割当て方針、電波利用料の基本的性格の見直しの必要性、外資による放送局への出資規制の具体的な内容と放送の公共性の確保、災害時における防災行政無線・コミュニティ放送の有効活用、高齢者、障害者等を含めたデジタルディバイドの解消等について質疑が行われました。

質疑を終え、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して蓮舫委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) 本案に対し、討論の通告が

ざいます。発言を許します。那谷屋正義君。

〔那谷屋正義君登壇、拍手〕

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会の那谷屋正義でございます。

私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました電波法及び放送法の一部を改正する法律案に対し、反対の立場より討論を行います。

まず、討論に入ります前に、政府に強く御要請を申し上げます。

議員各位にも同じような要請が多くの国民から寄せられていますが、毎年のように繰り返される風水害の被害や、地震列島とも言える我が国の置かれている状況等を勘案したとき、いわゆる不感地域、こうしたところは、特に山崩れや洪水など自然災害が起きやすいばかりでなく、企業にその救済策を訴えても、採算性が合わないなどの理由からなかなか解決に至らず、ますます陸の孤島化となっています。こうした地域の住民の生命を守る観点からも、政府として、いわゆる不感地域の早期解消、そして、私も電波というと一步引いてしまうところがございますが、高齢者、障害者などのいわゆるデジタルディバイドの解消に努めることが喫緊の課題であることを認識して取り組むよう、強く要請させていただきたいと思います。

以下、本法案の反対理由を申し述べます。まず、電波利用料の見直しについてですが、本法案では、電波利用料の算定に当たっては、電波の経済的価値を反映させることを目的に、電波の

使用帯域幅や逼迫の程度などを勘案するとしています。しかし、実態は、これまでと同様に総務省が恣意的に電波の利用料を決定する枠組みは変わつておらず、改革と呼ぶことはできません。また、電波利用料の使途を拡充するとしている本案ですが、電波資源拡大のための研究資金が有効に使われているか否か、外部評価機関である評議会によるチェックの実態は、総務省中心のお手盛りを追認しているにすぎないおそれがあります。研究開発とは名ばかりで、総務省と密接な関係にある団体を維持することなどに電波利用料が使われるのではないかという懸念を払拭できません。私たち、こうした総務省の恣意性を排除するため、市場原理に基づいた電波利用料算定方式を導入するとともに、通信・放送分野における公正な競争を促進するための独立した行政機関である通信・放送委員会を創設するなどの抜本的改革を提案しているところです。

次に、放送局に対する外資の間接出資規制について申し述べます。放送の社会的影響力や電波の希少性等を考慮すると、放送局に対する外資の間接出資に対しても一定の規制を掛けること自体は必要な措置であると考えます。しかしながら、外資の間接出資規制に関する法案は、ライブドア社が外国企業からの資金調達によってニッポン放送株を大量に取得したことが明らかになつてから、さきの通常国会において慌てふためいて提出されたものであります。

本法案は、第一百六十二回通常国会に提出された電波利用料の見直しと外資の間接出資規制に関する別々の法律を一つにまとめて今特別国会に提出されたものであります。政府は、問題の多い電波利用料の見直しに關する法律を、比較的理得が得られやすい間接出資規制の法律と抱き合させて国に提出し、問題点の多い法律を成立させようとしています。こうした政府のやり方に対して強く抗議いたします。

なお、放送分野における重要な問題として、一連の不祥事を契機としたNHKの受信料の不払問題についても指摘しておきます。

NHKの不祥事に伴う支払拒否・保留件数は百二十七万件にも上り、NHKの存立基盤を揺るがじようにマスメディアとしての役割を果たしつつある今日、通信会社に対しても出資規制を掛ける必要があるかどうか、総務省は法案作成過程で検討しなければならなかつたはずであります。

また、地方民間放送局については、デジタル化に伴う設備投資の負担が重く、いかに財務強化を図るかが大きな課題となつていているわけでございますが、今回の規制によつて放送各社の資金調達にどのような影響が出るかという点も総務省は検証する必要があつたと思います。

拙速に出された本法案が、こうした様々な問題点について十分検討されて提出されたものであることは残念ながら思えません。

次に、本法案の提出経緯についても問題点を申し述べます。

本法案は、第百六十二回通常国会に提出されたNHKが国民の信頼を回復するとともに、国民に対し果たすべき使命を全うできるよう、政府とNHKが一丸となつて改革を実行していくことを求めます。

以上述べてまいりましたように、様々な問題を抱えている電波法及び放送法の一部を改正する法律案に反対することを改めて申し上げて、私の討論を終わります。(拍手)

官 報 (号 外)

○議長(扇千景君) これにて討論は終局いたしま  
した。

○議長(屬千景君) これより採決をいたします。  
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長（屬千景君）間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。  
〔投票終了〕

〔岸宏一君登壇、拍手〕

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願ります。

金融資本市場の構造改革を促進する必要性を踏まえ、預金者等の利便性の向上等を図るため、銀行等の代理店制度の見直しを行うとともに、子会社規制の緩和等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、銀行代理業の参入許可及び兼業承認の具体的要件、顧客情報の流用を防止するための方策、銀行代理店に対する検査・監督体制の在り方等について質疑が行われました  
が、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

した  
なお、本法律案に対し附帯決議が付されており  
ます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

【投票開始】  
本案の賛(否)について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。  
す。——これにて投票を終了いたします。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま  
す。

|    |      |       |
|----|------|-------|
| 贊成 | 投票總數 | 二百三十一 |
|    |      | 一百二十一 |

反对

九

平成十七年十月二十六日 参議院会議録第九号

## 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案 銀行法等の一部を改正する法律案

よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 行政監視委員長から報告書が提出されました日程第七 松江市における交通事 故死の疑いのある事案の明確な説明を求めるこ とに関する請願を議題といたします。

(審査報告書は本号末尾に掲載)

(講長(原千景君)) 本講題は 委員長の報告を省略して、委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

○議長(屬千景君) 御異議ないと認めます。  
よつて、本請願は委員会決定のとおり採択することに決しました。(拍手)  
本日はこれにて散会いたします。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

出席者は左のとおり。

議員

近藤  
正道君

扇  
千景君  
角田 義一君  
山本  
川口 保君  
順子君

|    |      |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|----|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 又市 | 征治君  | 坂本由紀子君 | 浮島とも子君 | 澤 雄二君  | 遠山 清彦君 | 松 あきら君 | 柏村 武昭君 | 福島みづほ君 | 高野 博師君 | 渡辺 孝男君 | 木村 仁君  | 山口那津男君 | 荒木 清寛君 | 狩野 安君  | 谷川 秀善君 | 浜四津敏子君 | 白浜 一良君 | 太田 豊秋君 | 南野知恵子君 | 福島啓史郎君 | 愛知 治郎君 | 中村 博彦君 | 西島 英利君 | 小池 正勝君 | 岸 信夫君  | 中川 義雄君 |
| 谷合 | 正明君  | 坂本由紀子君 | 浮島とも子君 | 渕上 大田  | 西田 昌秀君 | 山本 審仁君 | 浜田 昌良君 | 小泉 昭男君 | 渕上 西田  | 香苗君    | 山本 審仁君 | 山谷えり子君 | 岸 宏一君  | 加藤 修一君 | 福本 潤一君 | 山本 審仁君 | 香苗君    | 浜田 昌良君 | 小泉 昭男君 | 渕上 西田  | 香苗君    | 浜田 昌良君 | 小泉 昭男君 | 渕上 西田  | 香苗君    |        |
| 坂本 | 由紀子君 | 浮島とも子君 | 澤 雄二君  | 遠山 清彦君 | 松 あきら君 | 柏村 武昭君 | 福島みづほ君 | 高野 博師君 | 渡辺 孝男君 | 木村 仁君  | 山口那津男君 | 荒木 清寛君 | 狩野 安君  | 谷川 秀善君 | 浜四津敏子君 | 白浜 一良君 | 太田 豊秋君 | 南野知恵子君 | 福島啓史郎君 | 愛知 治郎君 | 中村 博彦君 | 西島 英利君 | 小池 正勝君 | 岸 信夫君  | 中川 義雄君 |        |
| 浮島 | とも子君 | 澤 雄二君  | 遠山 清彦君 | 松 あきら君 | 柏村 武昭君 | 福島みづほ君 | 高野 博師君 | 渡辺 孝男君 | 木村 仁君  | 山口那津男君 | 荒木 清寛君 | 狩野 安君  | 谷川 秀善君 | 浜四津敏子君 | 白浜 一良君 | 太田 豊秋君 | 南野知恵子君 | 福島啓史郎君 | 愛知 治郎君 | 中村 博彦君 | 西島 英利君 | 小池 正勝君 | 岸 信夫君  | 中川 義雄君 |        |        |
| 坂本 | 由紀子君 | 浮島とも子君 | 澤 雄二君  | 遠山 清彦君 | 松 あきら君 | 柏村 武昭君 | 福島みづほ君 | 高野 博師君 | 渡辺 孝男君 | 木村 仁君  | 山口那津男君 | 荒木 清寛君 | 狩野 安君  | 谷川 秀善君 | 浜四津敏子君 | 白浜 一良君 | 太田 豊秋君 | 南野知恵子君 | 福島啓史郎君 | 愛知 治郎君 | 中村 博彦君 | 西島 英利君 | 小池 正勝君 | 岸 信夫君  | 中川 義雄君 |        |

|        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 大仁田 厚君 | 小林 温君  | 小斎平敏文君 | 佐藤 昭郎君 | 大野つや子君 |
| 三浦 一水君 | 金田 勝年君 | 保坂 三藏君 | 松村 龍二君 | 大野つや子君 |
| 三浦 一水君 | 金田 勝年君 | 保坂 三藏君 | 松村 龍二君 | 大野つや子君 |
| 溝手 要正君 | 泉 信也君  | 吉村剛太郎君 | 西田 吉宏君 | 西田 吉宏君 |
| 吉村剛太郎君 | 泉 信也君  | 吉村剛太郎君 | 西田 吉宏君 | 西田 吉宏君 |
| 若林 正俊君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 西田 吉宏君 | 西田 吉宏君 |
| 伊達 忠一君 | 片山虎之助君 | 片山虎之助君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 |
| 田中 直紀君 | 伊達 忠一君 | 伊達 忠一君 | 片山虎之助君 | 片山虎之助君 |
| 田中 直紀君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 |
| 荒井 広幸君 | 松村 祥史君 | 松村 祥史君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 |
| 山本 順三君 | 松村 祥史君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 |
| 未松 信介君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 |
| 後藤 博子君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 |
| 岡田 直樹君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 |
| 閑口 昌一君 | 野上浩太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 |
| 森元 恒雄君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 |
| 岡田 広君  | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 |
| 山内 俊夫君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 |
| 山下 英利君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 |

|        |     |
|--------|-----|
| 田村     | 公平君 |
| 山本     | 太一君 |
| 鈴木     | 政二君 |
| 武見     | 三君  |
| 北岡     | 秀二君 |
| 橋本     | 聖子君 |
| 松田     | 岩夫君 |
| 中曾根弘文君 |     |
| 山東     | 昭子君 |
| 櫻井     | 新君  |
| 倉田     | 寛之君 |
| 藤末     | 健三君 |
| 松下     | 新平君 |
| 糸数     | 慶子君 |
| 那谷屋正義君 |     |
| 喜納     | 昌吉君 |
| 大久保    | 勉君  |
| 松岡     | 徹君  |
| 主瀬     | 了君  |
| 池口     | 修次君 |
| 平野     | 達男君 |
| 辻      | 泰弘君 |
| 松井     | 孝治君 |
| 高嶋     | 良充君 |
| 内藤     | 充君  |
| 櫻井     | 正行君 |
| 小林     | 元君  |
| 和田ひろ子君 |     |

|    |      |     |     |
|----|------|-----|-----|
| 矢野 | 田浦   | 直君  | 哲朗君 |
| 林  | 岩永   | 芳正君 | 浩美君 |
| 中島 | 青木   | 眞人君 | 幹雄君 |
| 陣内 | 真鍋   | 孝雄君 | 賢二君 |
| 竹山 | 関谷   | 裕君  | 勝嗣君 |
| 鈴木 | 陽悅君  |     |     |
| 黒岩 | 宇洋君  |     |     |
| 足立 | 眞勲君  |     |     |
| 白  | 信也君  |     |     |
| 柳澤 | 光美君  |     |     |
| 芝  | 博一君  |     |     |
| 山根 | 隆治君  |     |     |
| 森  | ゆうこ君 |     |     |
| 若林 | 秀樹君  |     |     |
| 大塚 | 耕平君  |     |     |
| 広野 | ただし君 |     |     |
| 佐藤 | 雄平君  |     |     |
| 福山 | 哲郎君  |     |     |
| 藤原 | 正司君  |     |     |
| 山本 | 孝史君  |     |     |
| 佐藤 | 道夫君  |     |     |
| 今泉 | 昭君   |     |     |

官報(号外)

|                               |            |  |               |
|-------------------------------|------------|--|---------------|
| 伊藤 基隆君                        | 郡司 彰君      | 厚生労働大臣 尾辻 秀久君                              | 津田弥太郎君 山根 隆治君 |
| 田名部匡省君                        | 渡辺 秀央君     | (内閣官房長官)<br>国務大臣<br>(内閣府特命担当大臣)<br>当大臣(金融) | 藤原 正司君 小林 正夫君 |
| 西岡 武夫君                        | 広中和歌子君     | 細田 博之君                                     |               |
| 千葉 景子君                        | 山下八洲夫君     | 伊藤 達也君                                     |               |
| 大石 正光君                        | 平田 健二君     | 副大臣  |               |
| 蓮 肩君                          | 林 久美子君     | 内閣府副大臣 法務副大臣 厚生労働副大臣 環境副大臣                 | 林 久美子君 島田智哉子君 |
| 廣田 一君                         | 仁比 聰平君     | 七条 明君 富田 茂之君                               |               |
| 島田智哉子君                        | 前川 清成君     | 中野 清君                                      |               |
| 尾立 源幸君                        | 小林美恵子君     | 高野 博師君                                     |               |
| 津田弥太郎君                        | 犬塚 直史君     |  |               |
| 水岡 俊一君                        | 鈴木 祐司君     |  |               |
| 岩本 司君                         | 鈴木 寛君      |  |               |
| 紙 智子君                         | ブルキン マルティ君 |  |               |
| 小林 正夫君                        | 大門実紀史君     |  |               |
| 井上 哲士君                        | 浅尾慶一郎君     |  |               |
| 木俣 佳丈君                        | 羽田雄一郎君     |  |               |
| 神本美恵子君                        | 谷 博之君      |  |               |
| 緒方 靖夫君                        | 小池 晃君      |  |               |
| 大江 康弘君                        | 榛葉賀津也君     |  |               |
| 朝日 俊弘君                        | 小川 勝也君     |  |               |
| 家西 悟君                         | 工藤堅太郎君     |  |               |
| 吉川 春子君                        | 市田 忠義君     |  |               |
| 奥石 東君                         | 江田 五月君     |  |               |
| 前田 武志君                        | 北澤 俊美君     |  |               |
| 円 より子君                        | 岡崎トミ子君     |  |               |
| 篠瀬 進君                         | 柳田 稔君      |  |               |
| 峰崎 直樹君                        |            |  |               |
| 國務大臣                          | 経済産業委員会    | 議院運営委員                                     |               |
| 總務大臣                          | 辞任         | 辞任   |               |
| 麻生 太郎君                        | 松村 祥史君     | 補欠   |               |
|                               | 松村 祥史君     | 補欠   |               |
|                               |            |  |               |
|                               |            | 去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。   |               |
|                               |            | 内閣委員                                       |               |
|                               |            | 辞任   |               |
|                               |            | 補欠   |               |
|                               |            | 法務委員                                       |               |
|                               |            | 辞任   |               |
|                               |            | 補欠   |               |
|                               |            | 島田智哉子君                                     |               |
|                               |            | 前川 清成君                                     |               |
|                               |            | 藤原 正司君                                     |               |
|                               |            |  |               |
|                               |            | 同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。       |               |
|                               |            | 内閣委員                                       |               |
|                               |            | 辞任   |               |
|                               |            | 補欠   |               |
|                               |            | 水岡 俊一君                                     |               |
|                               |            | 広田 一君                                      |               |
|                               |            | 鈴木 寛君                                      |               |
|                               |            | 藤野 公孝君                                     |               |
|                               |            | 真鍋 賢二君                                     |               |
|                               |            | 山本 順三君                                     |               |
|                               |            | 野村 哲郎君                                     |               |
|                               |            |  |               |
|                               |            | 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。                       |               |
|                               |            | 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一五号)        |               |
|                               |            | 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一六号)        |               |
|                               |            | 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(閣法第一七号)              |               |
|                               |            | 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一九号)           |               |
|                               |            | 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)           |               |
|                               |            | 最高裁判所裁判官退職手当特別法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)         |               |
|                               |            | 防衛厅の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一八号)        |               |
|                               |            | 同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。                    |               |
| 平成十七年十月二十六日 參議院会議録第九号 議長の報告事項 |            |  |               |

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国会議員互助年金法を廃止する法律案(河村たかし君外七名提出)(衆第一三号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長に付託する特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長に付託する法律案(閣法第七号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

銀行法等の一部を改正する法律案(閣法第一四号)

財政金融委員会に付託

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第4号)

会計検査院法の一部を改正する法律案(衆第4号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第9号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第9号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

公的年金制度についての経済産業省の試算に関する質問主意書(小川敏夫君提出)(第一一号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出集団的自衛権についての政府見解等に関する質問に対する答弁書(第九号)

法律による容認に関する質問に対する答弁書(第一〇号)

参議院議員藤末健三君提出集団的自衛権行使の法律による容認に関する質問に対する答弁書(第一〇号)

同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

ド・カジーニ—I.P.U.議長就任に際し、同議長宛、祝電を発送した。

一昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

野村 哲郎君 藤野 公孝君

山本 順三君 真鍋 賢二君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案(冬柴鐵三君外二名提出)(衆第一四号)

海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案(細野豪志君外四名提出)(衆第一五号)

海底資源開拓推進法案(細野豪志君外四名提出)(衆第一六号)

(衆第一七号)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(中川正春君外四名提出)(衆第一八号)

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(長妻昭君外六名提出)(衆第一九号)

独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(長妻昭君外六名提出)(衆第二〇号)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

尾辻 秀久君 萩原 健司君

南野知恵子君 関口 昌一君

財政金融委員

段本 幸男君 池口 修次君

小泉 顕雄君 加藤 敏幸君

辞任

尾辻 秀久君 小泉 顕雄君

池口 修次君 加藤 敏幸君

補欠

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教科学委員

荻原 健司君 尾辻 秀久君

小泉 顕雄君 段本 幸男君

辞任

尾辻 秀久君 段本 幸男君

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)

最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案(閣法第二一號)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

外交防衛委員会に付託

財政金融委員

白 眞勲君

小泉 顕雄君

加藤 敏幸君

池口 修次君

厚生労働委員

尾辻 秀久君

荻原 健司君

小泉 顕雄君

段本 幸男君

辞任

下田 敦子君

北川イッセイ君

池口 修次君

白 真勲君

加藤 敏幸君

矢野 哲朗君

厚生労働委員

辞任

南野知恵子君

河合 常則君

国家基本政策委員

辞任

山本 順三君

総務委員

辞任

補欠

荻原 健司君

尾辻 秀久君

関口 昌一君

南野知恵子君

北川イッセイ君

下田 敦子君

白 真勲君

加藤 敏幸君

矢野 哲朗君

小泉 顕雄君

池口 修次君

厚生労働委員

辞任

下田 敦子君

北川イッセイ君

池口 修次君

白 真勲君

加藤 敏幸君

矢野 哲朗君

環境委員

辞任

南野知恵子君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

正する法律案(閣法第一五号)

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境委員

辞任

加藤 敏幸君

補欠

池口 修次君

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境委員

辞任

関口 昌一君

補欠

南野知恵子君

官 報 (号 外)

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 決算委員  | 辞任  | 山本 順三君  | 河合 常則君  | 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。   |
| 少子高齢社会に関する調査会委員   | 辞任  | 下田 敏子君  | 島田智哉子君  | 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。   |
| 内閣委員会   | 補欠  | 木俣 佳丈君  | (岡崎トミ子君の補欠)   | 内閣委員会   |
| 理事 木俣 佳丈君   | 木俣 佳丈君  | 芝 博一君   | (森ゆうこ君の補欠)  | 財政金融委員会   |
| 理事 芝 博一君  | 木俣 佳丈君  | 山下 英利君  | (山下英利君の補欠)  | 正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二二号)  |
| 財政金融委員会   | 正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二二号)  | 山下 英利君  | (山下英利君の補欠)  | 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改   |
| 理事 若林 秀樹君   | 山下 英利君  | 山下八洲夫君  | (佐藤雄平君の補欠)  | 正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二二号)  |
| 国土交通委員会   | 正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二二号)  | 山下八洲夫君  | (佐藤雄平君の補欠)  | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二二号)                                      |
| 理事 若林 秀樹君   | 山下八洲夫君  | 山下八洲夫君  | (佐藤雄平君の補欠)  | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二二号)                                      |
| 経済産業委員会   | 正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二二号)  | 山下八洲夫君  | (佐藤雄平君の補欠)  | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二二号)                                      |
| 理事 山下 英利君   | 山下 英利君  | 山下八洲夫君  | (佐藤雄平君の補欠)  | 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第二二号)                                      |
| 同日衆議院から次の議案が提出された。  | 同日衆議院から次の議案が提出された。  | 同日衆議院から次の議案が提出された。  | 同日衆議院から次の議案が提出された。  | 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。                                 |
| 国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二〇号)   | 国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二〇号)   | 国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二〇号)   | 国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二〇号)   | 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。                                 |
| 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二一号)  | 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二一号)  | 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二一号)  | 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二一号)  | 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。                                 |
| 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)   | 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)   | 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)   | 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)   | 同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。                                 |
| 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。   | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。   | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。   | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。   | 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。   |
| 第一二二号)審査報告書   | 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第七号審査報告書)   | 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第七号審査報告書)   | 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第七号審査報告書)   | 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第七号審査報告書)   |
| 同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 | 同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 | 同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 | 同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 | 同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。 |
| 記   | 記   | 記   | 記   | 記   |
| (同日任期満了の吉野浩行の後任)  | 庄山 悅彦   | 高橋 滋  | 村上 裕章   | 同日任期満了の吉野浩行の後任)   |
| 原山 優子   | 岸本 忠三   | 羽鳥 光俊   | 井口 武雄   | 同日任期満了の吉野浩行の後任)   |
| (同日任期満了の松本和子の後任)  | (平成十八年一月五日任期満了による再任)  | (十一月十一日任期満了の後任)   | (十二月十八日任期満了による再任)   | (同日任期満了の吉野浩行の後任)  |
| (同日任期満了による再任)   | (十二月二十一日任期満了による再任)  | (十一月十一日任期満了の後任)   | (十二月十八日任期満了による再任)   | (同日任期満了による再任)   |
| 菅原 明子   | 石原 邦夫   | 羽鳥 光俊   | 井口 武雄   | 同日任期満了による再任)  |

(同日任期満了による再任) 高崎ゆかり

(同日任期満了の堀部政男の後任)

多賀谷一照

社会保険審査会委員

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日二十四日任期満了の川崎道子の後任)

橋本 詔子

社会保険医療協議会法

(同日任期満了の福井厚士の後任)

原田 和徳

第三条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したいので、社会保険医療協議会法

任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十一月二十四日任期満了の加茂紀久男の後任)

記  
根 本 真

(同日任期満了による再任) 沼田 輝夫

同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十一月三十日任期満了による再任)

記  
室谷 千英

(同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十一月三十日任期満了による再任)

記  
室谷 千英

(同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十一月二十四日任期満了による再任)

記  
井上 和子

(同日任期満了による再任) 白井 国男

政治資金規正法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年十月二十一日

政治倫理の確立及び選舉制度に関する特別委員長 泉 信也

参議院議長 扇 千景殿

要領書

第一、委員会の決定の理由

本法律案は、政党及び政治資金団体以外の政治団体間に於ける寄附を、同一の政治団体に対する年間五千万円以下に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体に係る寄附の方法について預貯金の口座への振込みによることを義務付けようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

預貯金の口座への振込みによることなく、政治資金団体に対して寄附をしてはならない。ただし、その金額が千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。)による寄附については、この限りでない。

預貯金又は郵便振替の口座への振込み又は振替によることなく、政治活動に関する寄附をしてはならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 第一項若しくは第二項の規定に違反してさ

3 何人も、前二項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

政党及び政治資金団体以外の政治団体のする政治活動に関する寄附は、各年内において、政党及び政治資金団体以外の同一の政治団体に対しては、五千万円を超えることができない。

第二十二条の二中「前条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第二十二条の六の次に次の一条を加える。

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第一、委員会の決定の理由

本法律案は、政党及び政治資金団体以外の政治団体間に於ける寄附を、同一の政治団体に対する年間五千万円以下に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体に係る寄附の方法について預貯金の口座への振込みによることなく、政治資金団体に対して寄附をしてはならない。ただし、その金額が千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。)による寄附については、この限りでない。

預貯金又は郵便振替の口座への振込み又は振替によることなく、政治活動に関する寄附をしてはならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

4 第一項若しくは第二項の規定に違反してさ

3 何人も、前二項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。







|   |  |  |
|---|--|--|
| 周波数の幅のメガヘルツで表した数値に当該区域に応じ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た数値に四千五百八十六万九千八百円(別表第六の四の項又は五の項に掲げる無線局に係る広域専用電波にあつては、百九十二万八千九百円)を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。この場合において、広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日が十月一日以外の日である場合における当該免許の日から同日以後の最初の月末日までの期間についてのこの項前段の規定の適用については、「毎年十一月一日までに、その年の十月一日から始まる一年の期間について」とあるのは「当該広域専用電波を最初に使用する無線局の免許の日の属する月の末日から起算して三十日以内に、当該免許の日から同日以後の最初の九月末日までの期間 |  | 別表第六(第一百三十三条の二関係)  |
| 一<br>移動する<br>無線局(三<br>の項から五<br>の項まで及<br>び八の項に<br>掲げる無線<br>局を除く。<br>二の項にお<br>いて同じ。)  | 三千メガヘ<br>ルツ以下の<br>周波数の電<br>波を使用す<br>るもの                | 無 線 局 の 区 分  |
| 外のもの  | 航空機局又<br>は船舶局以<br>外のもの                                 | 航 空 機 局 又 は 船 舶 局  |
| 使 用 す る 電 波<br>の 周 波 数 の 幅<br>が 六 メ ガ ヘ ル<br>ツ を 超 え 五<br>十 の も の   | 使 用 す る 電 波<br>の 周 波 数 の 幅<br>が ○ 一 ワ ッ ツ 以<br>下 の も の | 使 用 す る 電 波<br>の 周 波 数 の 幅<br>が 六 メ ガ ヘ ル<br>ツ 以 下 の も の |
| メ ガ ヘ ル ツ 以<br>下 の も の  | 空 中 線 電 力 が ○ ·<br>〇 一 ワ ッ ツ を 超<br>え る も の            | 航 空 機 局 又 は 船 舶 局  |
| 円   | 三十八万八百   | 六百円  |

官 報 (号 外)

|                          |                         |             |                    |                    |                     |                    |                              |
|--------------------------|-------------------------|-------------|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|------------------------------|
|                          |                         |             |                    |                    |                     |                    |                              |
| 六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの | 六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの | 三千メガヘルツを超える | 空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの | その他のもの             | 設置場所が第四地域の区域内にあるもの  | 設置場所が第三地域の区域内にあるもの | ようとする場合において当該電波と周波数を同じくするものの |
| 七千九百円                    | 七千九百円                   | 五千三百円       | 七千九百円              | 空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの | 空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの | 四千五百円              | 四千九百円                        |
|                          |                         |             |                    |                    |                     |                    | 設置場所が第二地域の区域内あるもの            |

官 報 (号 外)

無線局を除く。)

| 設置場所が第三地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第四地<br>域の区域内にある<br>もの | 九万七千六百<br>円    |
|----------------------------|----------------------------|----------------|
| 設置場所が第一地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第二地<br>域の区域内にある<br>もの | 千二十八万三<br>千九百円 |
| 設置場所が第三地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第四地<br>域の区域内にある<br>もの | 五百十四万三<br>千三百円 |

使用する電波の周波数の幅  
が三メガヘルツを超える五十  
メガヘルツ以下のもの

使用する電波の周波数の幅  
が五十メガヘルツを超える百  
メガヘルツ以下のもの

使用する電波の周波数の幅  
が五十メガヘルツを超える百  
メガヘルツ以下のもの

| 六 放送をする<br>もの           | 五 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するた<br>めに開設する無線局であつて、人工衛星局の中継により無線通信を行うも<br>の（八の項に掲げる無線局を除く。） | 六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの   | 使用する電波の周波数の幅<br>が百メガヘルツを超えるも<br>の | 設置場所が第一地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第二地<br>域の区域内にある<br>もの | 四千二百七<br>万六千五百円         | 百十三万八千<br>円四百円  | 設置場所が第三地<br>域の区域内にある<br>もの | 四千百円            |
|-------------------------|--|----------------------------|-----------------------------------|----------------------------|----------------------------|-------------------------|-----------------|----------------------------|-----------------|
| 六千メガヘルツ<br>の放送をする<br>もの | 特定新規開設局であるもの   | 設置場所が第一地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第二地<br>域の区域内にある<br>もの        | 設置場所が第三地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第四地<br>域の区域内にある<br>もの | 二千二十一万<br>四百二十一万<br>五百円 | 四千二百七<br>万六千五百円 | 二千二十一万<br>四百二十一万<br>五百円    | 四千二百七<br>万六千五百円 |
| 七千四百円                   | 五千二百円  | 三千三百円                      | 五百二<br>百円                         | 二千二十一万<br>四百二十一万<br>五百円    | 二千二十一万<br>四百二十一万<br>五百円    | 一千六百円                   | 四百円             | 一千六百円                      | 四百円             |

## 官報(号外)

平成十七年十月二十六日 参議院会議録第九号 電波法及び放送法の一部を改正する法律案

|                                |                                    | (三の項及び七の項に掲げる無線局並びに電気通信業務を行うことの目的とする無線局を除く。) |                      | る無線局     |            | ルツ以下の電波を使用するもの |            | ン放送をする他のもの |     | 二万五千七百円 |         |
|--------------------------------|------------------------------------|--|----------------------|----------|------------|----------------|------------|------------|-----|---------|---------|
|                                |                                    |  |                      |          |            |                |            |            |     |         |         |
| 六千メガヘルツを超える無線局(三の項に掲げる無線局を除く。) | ルツ以下の電波を使用する電波の周波数の幅が三百六十キロヘルツ以上のも | 空中線電力が二百ワット以下のもの                             | 空中線電力が二百五十キロワット以下のもの | 一千四百円    | 三万六千五百百円   | 三万六千五百百円       | 三万六千五百百円   | 四百円        | 四百円 | 九十六万四千円 | 九十六万四千円 |
| 六千メガヘルツを超える無線局(三の項に掲げる無線局を除く。) | ルツ以下の電波を使用する電波の周波数の幅が三百六十キロヘルツ以上のも | 空中線電力が二十ワット以下のもの                             | 空中線電力が二十キロワットを超えるもの  | 十一万四千二百円 | 三万六千五百百円   | 三万六千五百百円       | 三万六千五百百円   | 四百円        | 四百円 | 一万八千三百円 | 一万八千三百円 |
| 九百円                            | 円                                  | 二万五千七百円                                      | 二百十四万三千四百円           | 円        | 二百十四万三千四百円 | 二百十四万三千四百円     | 二百十四万三千四百円 | 百円         | 百円  | 五百円     | 五百円     |

|                     |   | 九 無線局                                 |                   | 八 実験無線局及びアマチュア無線局        |           |
|---------------------|---|---------------------------------------|-------------------|--------------------------|-----------|
|                     |   | 三千メガヘルツ以下の電波を使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの |                   | 使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの |           |
|                     |   | の設置場所が第一地の区域内にあるもの                    |                   | の設置場所が第一地の区域内にあるもの       |           |
| 六千メガヘルツ以下の電波を使用するもの | ルツ以下の電波を使用する電波の用に供するもの(多重放送の業務の用に供するものを除く。) | 設置場所が第一地の区域内にあるもの                     | 設置場所が第一地の区域内にあるもの | 五万八千七百円                  | 十万六千四百円   |
| 六千メガヘルツ以下の電波を使用するもの | ルツ以下の電波を使用する電波の用に供するもの(多重放送の業務の用に供するものを除く。) | 設置場所が第二地の区域内にあるもの                     | 設置場所が第三地の区域内にあるもの | 二十一万六千三百円                | 四十八万七千八百円 |
| 九百円                 | 円   | 三万三千七百円                               | 十一万三千七百円          | 百円                       | 四百円       |

| 設置場所が第三地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第一地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第二地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第四地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第三地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第一地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第二地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第四地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第一地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第二地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第三地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第四地<br>域の区域内にある<br>もの |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 九十三万四千円                    | 六百円                        | 八千八百円                      | 六千五百円                      | 四百六十二万円                    | 九百二十四万円                    | 四万九百円                      | 七万二千六百円                    | 九百円                        | 三十一万八千円                    | 八百円                        | 二万三千三百円                    |

| 設置場所が第一地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第四地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第三地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第二地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第一地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第四地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第三地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第二地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第一地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第四地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第三地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第二地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第一地<br>域の区域内にある<br>もの | 設置場所が第四地<br>域の区域内にある<br>もの |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 三千九百五万円                    | 百円                         | 五千八千七百円                    | 四万九千四百円                    | 十万六千七千円                    | 四十八万七千円                    | 八百円                        | 四百円                        | 九十六万四千円                    | 一万八千三百円                    | 八百円                        | 四十七万二千円                    | 八百円                        | 四十七万二千円                    |

官 報 (号 外)

| 六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの | ルツを超える百メガヘルツ以下のもの |                    |                    |                    |                    |                            | 設置場所が第一地域の区域内にある |                    |                    | 設置場所が第二地域の区域内にある   |                    |        |
|--------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|----------------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------|
|                          | もとの               | 設置場所が第四地域の区域内にあるもの | 設置場所が第三地域の区域内にあるもの | 設置場所が第二地域の区域内にあるもの | 設置場所が第一地域の区域内にあるもの | 使用する電波の周波数の幅が三百メガヘルツを超えるもの | もとの              | 設置場所が第四地域の区域内にあるもの | 設置場所が第三地域の区域内にあるもの | 設置場所が第二地域の区域内にあるもの | 設置場所が第一地域の区域内にあるもの |        |
| 円<br>一万八千三百              | 二千二百円             | 三百八十七万五千六百円        | 七百六十八万             | 三千八百四十<br>三万一千四百円  | 五千七百円              | 七千六百八十万<br>五万九千七百円         | 五百円              | 五百円                | 五百円                | 五百円                | 五百円                | 千五百五十五 |

備考

- 一 この表において「設置場所」とは、無線局の無線設備の設置場所をいう。  
二 この表において「第一地域」とは、東京都の区域（第四地域を除く。）をいう。  
三 この表において「第二地域」とは、大阪府及び神奈川県の区域（第四地域を除く。）をい  
う。

四 この表において「第三地域」とは、北海道及び京都府並びに神奈川県以外の県の区域（第四地域を除く。）をいう。

五 この表において「第四地域」とは、離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置

法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第一条第一項に規定する小笠原諸島、過疎

地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第一条第一項に規定する過疎地域及び沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島を含

六 六千メガヘルツ以下の周波数及び六千メガヘルツを超える周波数のいずれの電波も  
む市町村の区域として総務大臣が公示するものをいう。

使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち六千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。

七 三千メガヘルツ以下の周波数及び三千メガヘルツを超えて六千メガヘルツ以下の周波数のいずれの電波も使用する無線局については、当該無線局が使用する電波のうち三

千メガヘルツ以下の周波数の電波のみを使用する無線局とみなして、この表を適用する。この場合において、次のイからニまで「易」する無線局に係る同表の下欄に「易」する。

金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該金額と当該無線局が使用する電波のうち三千五百ヘリオトロップヘリオトロップの支拂いを用いる無線局に

みなして同表を適用した場合における同表の下欄の金額とを合算した金額から、当該

イ　一の項に掲げる無線局　六百円

口 三の項に掲げる無線局 一万千七百円

## 官 報 (号 外)

|  |  |        |
|--|--|--------|
| 八  | 四の項に掲げる無線局   | 二千七百円  |
| 二  | 九の項に掲げる無線局   | 一万千百円  |
| 八 次のイからニまでに掲げる無線局のうち第百三条の二第二項に規定する広域専用電波を使用するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、同欄に掲げる金額にかかわらず、当該イからニまでに定める金額とする。  |  |        |
| イ  | 一の項に掲げる無線局   | 五百円    |
| ロ  | 二の項に掲げる無線局   | 四千百円   |
| ハ  | 四の項に掲げる無線局   | 二千七百円  |
| 二  | 五の項に掲げる無線局   | 千八百円   |
| 九 特定の無線局区分の無線局又は高周波利用設備からの混信その他の妨害について許容することが免許の条件又は周波数割当計画における周波数の使用に関する条件とされている無線局その他のこの表をそのまま適用することにより同等の機能を有する他の無線局との均衡を著しく失すこととなると認められる無線局として総務省令で定めるものについては、その使用する電波の周波数の幅をこれの二分の一に相当する幅とみなして、同表を適用する。 |  |        |
| 七  | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域                           | ○・一六六七 |
| 八  | 鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県の区域                                | ○・〇四一六 |
| 九  | 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域                                    | ○・〇二二五 |
| 十  | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域                       | ○・〇七二四 |
| 十一   | 沖縄県の区域   | ○・〇〇七三 |
| 十二   | 一の項から四の項までに掲げる区域を合わせた区域                                | ○・五五三八 |
| 十三   | 五の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域                               | ○・四四六三 |
| 十四   | 一の項から十一の項までに掲げる区域を合わせた区域                               | 一・〇〇〇〇 |
| 十五   | 自然的経済的諸条件を考慮して三の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域 | ○・二二二八 |
| 十六   | 自然的経済的諸条件を考慮して七の項に掲げる区域を総務省令で定める二の区域に分割した場合におけるそれぞれの区域 | ○・〇八三四 |

別表第七(第百三条の二関係)

| 区 域                                    | 係 数    |
|--|--------|
| 一 北海道の区域                               | ○・〇三〇五 |
| 二 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域          | ○・〇五二七 |
| 三 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域 | ○・四四五五 |
| 四 新潟県及び長野県の区域                          | ○・一二五一 |
| 五 富山県、石川県及び福井県の区域                      | ○・〇一六八 |
| 六 岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域                  | ○・一一九〇 |

別表第八(第百三条の二関係)

| 無 線 局 の 区 分                         | 金 額     |
|-------------------------------------|---------|
| 一 三千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線局のうち使用するもの | 二千七百二十円 |

官 報 (号 外)

| <p>する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるもの</p> <p>二　受託放送事業者である場合　電波法第五条第一項第四号に定める事由</p>                                      | <p>二　一の項に掲げる無線局以外の無線局</p>  | <p>備考</p> <p>一　この表において「設置場所」、「第一地域」、「第二地域」、「第三地域」又は「第四地域」とは、それぞれ別表第六備考第一号から第五号までに規定する設置場所、第一地域、第二地域、第三地域又は第四地域をいう。</p> <p>二　人工衛星局の免許人が当該人工衛星局が使用する電波の周波数と同一の周波数の重波のみを使用する無線局であつて、陸上に開設するものに係るこの表の下欄に掲げる金額は、二千二百八十円とする。</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所が第三地域の区域内にあるもの</th><th>一千五百円</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所が第四地域の区域内にあるもの</td><td>二千三百二十円</td></tr> <tr> <td></td><td>一千五百円</td></tr> </tbody> </table> | 設置場所が第三地域の区域内にあるもの | 一千五百円 | 設置場所が第四地域の区域内にあるもの | 二千三百二十円 |  | 一千五百円 |
|--|--|--|---|--------------------|-------|--------------------|---------|--|-------|
| 設置場所が第三地域の区域内にあるもの   | 一千五百円  |  |   |                    |       |                    |         |  |       |
| 設置場所が第四地域の区域内にあるもの   | 二千三百二十円  |  |   |                    |       |                    |         |  |       |
|  | 一千五百円  |  |   |                    |       |                    |         |  |       |
| <p>三　前二号に掲げる場合以外の場合　電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由</p> <p>二　人工衛星の無線局により放送を行う場合（次号に掲げる場合を除く。）　電波法第五条第一項第二号に定める事由</p> | <p>三　前二号に掲げる場合以外の場合　電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由</p> <p>二　人工衛星の無線局により放送を行う場合（次号に掲げる場合を除く。）　電波法第五条第一項第二号に定める事由</p> | <p>三　前二号に掲げる場合以外の場合　電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由</p> <p>二　人工衛星の無線局により放送を行う場合（次号に掲げる場合を除く。）　電波法第五条第一項第二号に定める事由</p>   | <p>三　前二号に掲げる場合以外の場合　電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由</p> <p>二　人工衛星の無線局により放送を行う場合（次号に掲げる場合を除く。）　電波法第五条第一項第二号に定める事由</p>  |                    |       |                    |         |  |       |

項の規定にかかわらず、特定外国株式(欠格事由に該当することとならないよう)に当該株式の一部に限つて実質株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外の株式をいう)については、同項の規定により実質株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。

3 前二項の規定により株主名簿又は実質株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、電波法第五条第四項第三号イに掲げる者により同号口に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、株主名簿又は実質株主名簿に記載され、又は記録されている同号口に掲げる者が有し、又は有するものとみなされる株式のすべてについて議決権を有することとした場合に株式会社である一般放送事業者(人工衛星の無線局により放送を行う一般放送事業者を除く)が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主(株主名簿又は実質株主名簿に記載され、又は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有し、又は有するものとみなされる株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう)は、当該株式についての議決権を有しない。

第五十二条の十三第一項第五号ト中「第七十五条」を「第七十五条第一項」に改める。

第五十二条の二十八第一項中「電波法第五条第一項第一号から第三号まで」の下に「に掲げる者又は同条第四項第三号ロ」を加え、「同条第四項第二号(受託放送事業者にあつては、同条第一項第四号)」を次の各号に掲げる場合の区分

に応じ、当該各号に定める事由(次項において「欠格事由」という。)に改め、「同号二」との下に「同条第二項中「に欠格事由」とあるのは「に第五十二条の十三第一項第五号ニ」と、「同項の規定にかかわらず」とあるのは「同法第三十ニ条第二項の規定にかかわらず」と、「欠格事由」とあるのは「同号二」とを加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中電波法第二百三条の二第二項第三号の改正規定、同項に一号を加える改正規定及び附則第六条の規定 公布の日

二 第一条中電波法第五条及び第七十五条の改正規定、第二条並びに附則第五条及び第八条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に免許又は第一条の規定による改正前の電波法(以下「旧電波法」という。)第二十七条の十八第一項の登録を受けた無線局については、第一条の規定による改正後の電波法(以下「新電波法」という。)第三百三条の二第一項、第五項、第六項及び第十三項の規定は、当該無線局の区分に応じ、当該各号に定める日以後の期間に係る電波利用料について適用し、当該各号に定める日前の期間に係る電波利用料については、なお従前の例による。

一 免許(旧電波法第二十七条の五第一項の免許(以下「包括免許」という。)を除く。附則第四条において単に「免許」という。)又は旧電波法第二十七条の十八第一項の登録(旧電波法



## 審査報告書

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年十月二十五日

厚生労働委員長 岸 宏一  
参議院議長 扇 千景殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、働き方の多様化が進む中で、重大な労働災害の頻発、長時間労働に伴う脳・心臓疾患や精神障害の増加など労働者の生命や生活にかかる問題が深刻化していることから、こうした問題に対処していくため、必要な措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

## 二、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。  
なお、通勤災害保護制度における通勤の範囲の拡大に伴い、年間約三億五千二百万円の支給増が見込まれている。

## 四、製造業における元方事業者等を通じた請負事務

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、労働時間に着目した健康確保対策の実行に完全を期すとともに、賃金不払残業への厳正な対応や時間外限度基準の遵守の徹底に取り組むこと。また、始業・終業時刻の把握等労働時間管理の徹底を指導するなど、重点的な監督指導を行うこと。

二、面接指導制度は、事業者に法的に課せられた

ものであることにかんがみ、その適切な実施を図るために、義務規定に違反している場合又は努力義務規定の趣旨を満たしていない場合において、事業者に対し必要な指導等を行うこと。

た、労働者の意思を尊重しつつ、確実に申出を行なうことができるよう労働者が時間外労働時間を数を確認できる仕組みの整備、申出手続の整備及び労働者に対する実施体制の周知並びに個人情報の保護の徹底などについて事業者を指導すること。さらに、メンタルヘルス対策として、地域産業保健センターや精神保健福祉センターにおいて、労働者の家族を含め、相談をしやすい体制を整えること。

三、過重労働対策・メンタルヘルス対策を衛生委員会等の調査審議事項に追加するなど、衛生委員会等の機能強化に努めるとともに、小規模事業場における安全管理体制を強化するため、その在り方にについて調査検討を進めるこ

と。また、中小企業に対し過重労働対策・メンタルヘルス対策の必要性について周知徹底を図ることとともに、地域における労使の参加と協力を進め、地域産業保健センターの機能と活動の強化を図ること。

七、複数就業者による労災保険給付基礎日額の算定方法については、その賃金の実態を調査し、早期に結論を得ること。

八、建設業等の有期事業におけるメリット制の改正に当たっては、いわゆる労災かくしの増加につながることのないよう建設業関係者から意見を聴く場を設けるなど、災害発生率の確実な把握と安全の措置を図るとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図り、労災かくしを行なった事業場に対しては司法処分を含め厳正に対処すること。また、労働安全部門マネジメントシステムの導入拡大による労働災害の予防を図るとともに、導入企業に対する公共事業の企業評価における優遇措置などを導入促進を図るための多様なインセンティブを与える具体策について調査検討すること。

九、企業間競争の激化や働き方の多様化が進む中で、労働者の協力・参加の下で行う事業者の自主的な安全衛生活動の役割が一層重要となることを踏まえ、その促進に向け格別の配慮を行うとともに、学校教育の場においても労働安全衛生の必要性について指導の徹底を図ること。

五、労働時間等設定改善指針の策定に当たっては、育児・介護・地域活動、単身赴任、自己啓発等を行う労働者の実情に応じた労働時間等の設定の改善を促進するものとなるよう留意する

とともに、年次有給休暇の取得率向上に向かって、計画的付与制度や長期休暇制度の普及促進

等実効性ある施策を推進し、一般労働者の労働時間短縮対策に尽力すること。

六、労働時間等設定改善委員会の設置を促進するよう周知徹底を含め実効性ある施策を図ること。もに、一定要件を満たした衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなすに当たっては、法

に定める要件が遵守されるよう、制度運用に万全を尽くすこと。

七、複数就業者による労災保険給付基礎日額の算定方法については、その賃金の実態を調査し、早期に結論を得ること。

八、建設業等の有期事業におけるメリット制の改正に当たっては、いわゆる労災かくしの増加につながることのないよう建設業関係者から意見を聴く場を設けるなど、災害発生率の確実な把握と安全の措置を図るとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図り、労災かくしを行なった事業場に対しては司法処分を含め厳正に対処すること。また、労働安全部門マネジメントシステムの導入拡大による労働災害の予防を図るとともに、導入企業に対する公共事業の企業評価における優遇措置などを導入促進を図るための多様なインセンティブを与える具体策について調査検討すること。

九、企業間競争の激化や働き方の多様化が進む中で、労働者の協力・参加の下で行う事業者の自主的な安全衛生活動の役割が一層重要となることを踏まえ、その促進に向け格別の配慮を行うとともに、学校教育の場においても労働安全衛生の必要性について指導の徹底を図ること。

十、本法の内容と密接に関わるILLO第一五五号

条約の早期批准に向けて、検討を行うこと。

右決議する。

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十七年十月十八日

参議院議長 扇 千景殿  
衆議院議長 河野 洋平

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案

第一条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

(労働安全衛生法の一部改正)

第十五条第四項中「第三十条の二第五項」を

「第三十条の三第五項」に改める。

第十五条第四項中「第三十条の二第五項」を

「第三十条の三第五項」に改める。

第十二条の三第五項に加える。

(事業者の行うべき調査等)

第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他の業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずる

ほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれがあ

るものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

第三十条の二 第二項から第四項までの規定中「前条第二項」を第三十条第二項に改め、同条を第三十条の三とし、第三十条の次に次の二条を加える。

第三十条の二 製造業その他政令で定める業種に属する事業(特定事業を除く。)の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行ふことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する事業の仕事の発注者について準用する。この場合において、同条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事を二以上」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項」とあるのは「次条第一項」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の全部」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する前条第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項において準用する前条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指

名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に關し、

第一項に規定する措置を講じなければならぬ。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

第三十一条第一項中「第三十二条の三」を「第三十二条の四」に改める。

第三十二条の三を第三十二条の四とし、第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の二を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の二条の次に次の二条を加える。

第三十二条の二 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第三十二条第五項中「から第三項まで」を「から第五項まで」に、「の元方事業者等、第三十一条第一項」を「若しくは第三十条の三第一項の元方事業者等、第三十一条第一項若しくは第三十二条の二」に、「第三十二条第四項」を「から第五項まで」に、「第三十二条第六項」を「第三十二条第六項」に改める。

第三十八条第一項中「(以下この項において「製造時等検査対象機械等」という。)」を削る。「第二節 有害物に関する規制」を「第二節 危険物及び有害物に関する規制」を「第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制」を「第五章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制」に改める。

第三十九条第一項中「(以下この項において「製造時等検査対象機械等」という。)」を削る。「第二節 有害物に関する規制」を「第二節 危険物及び有害物に関する規制」に改める。

第五十七条第一項中「ベンゼン」を「爆発性の物、発火性の物、引火性の物その他の労働者が危険を生ずるおそれのある物若しくはベンゼン」に、「の事項」を「に掲げるもの」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次に掲げる事項

イ 名称  
ロ 成分  
ハ 人体に及ぼす作用  
ニ 貯蔵又は取扱い上の注意

ホ イから二までに掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

じなければならない。

第三十二条第二項中「第三十条の二第一項」を「第三十条の三第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第三十一条第一項又は第三十二条の二に依り講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講

じて、同条第一項に規定する措置を講すべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

第三十六条中「第三十二条第一項」を「第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十二条第一項、第三十二条の二」に、「から第三項まで」を「から第五項まで」に、「第三十二条第四項」を「から第五項まで」に、「第三十二条第六項」を「第三十二条第六項」に改める。

第三十六条の六の見出し中「一般健康診断」を「健康診断」に改め、同条中「第六十六条第一項」の下に「から第四項まで」を加える。

第六十六条の六の見出し中「一般健康診断」を「健康診断」に改め、同条中「第六十六条第一項」の下に「から第四項まで」を加える。

第六十六条の七の次に次の見出し及び二条を加える。

第六十六条の八 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。)を行わなければならない。

第六十六条の八 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。)を行わなければならない。

2 労働者は、前項の規定により事業者が行う面接指導を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師が行う面接指導を受け

ることを希望しない場合において、他の医師の行う同項の規定による面接指導に相当する

二 当該物を取り扱う労働者に注意を喚起す

るための標章で厚生労働大臣が定めるもの

第五十七条の二第一項中「労働者に」の下に

「危険若しくは」を加える。

第五十八条 削除

第六十六条の二中「この条及び第六十六条の

五第一項において」を削る。

第六十六条の五第一項中「整備」の下に「当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会(労働時間等の設定の改善に関する特別措置法(平成四年法律第九十号)第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。)への報告」を加える。

第六十六条の六の見出し中「一般健康診断」を「健康診断」に改め、同条中「第六十六条第一項」の下に「から第四項まで」を加える。

第六十六条の七の次に次の見出し及び二条を加える。

第六十六条の八 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導(問診その他の方法により心身の状況を把握し、これに応じて面接により必要な指導を行うことをいう。以下同じ。)を行わなければならない。

面接指導を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項及び前項ただし書の規定による面接指導の結果を記録しておかなければならぬ。

4 事業者は、第一項又は第二項ただし書の規定による面接指導の結果に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師の意見を聽かなければならない。

5 事業者は、前項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他適切な措置を講じなければならない。

第六十六条の九 事業者は、前条第一項の規定により面接指導を行つ労働者以外の労働者であつて健康への配慮が必要なものについては、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講ずるように努めなければならない。  
第五十七条第二項第四号中「終了し」を「修了し」に改める。

第八十八条第一項中「若しくは機械等」の下に「(仮設の建設物又は機械等で厚生労働省令で定めるものを除く。)」を加え、同項ただし書中「仮設の建設物又は機械等で、厚生労働省令で定めるものを「第二十八条の二第一項に規定する措置その他の厚生労働省令で定める措置を講じるものとして、厚生労働省令で定めるところの一号を加える。

により労働基準監督署長が認定した事業者」に改め、同条第二項中「同項」を「同項本文」に改める。

第九十八条第一項中「第三十条の二第一項」を「第三十条の三第一項」に改め、「第三十一条第一項」の下に「第三十一条の二」を加える。

第一百四十四条の見出し中「健康診断」を「健康診断等」に改め、同条中「に規定する」を「の規定による」に改め、「健康診断」の下に「並びに第六十六条の八第一項の規定による面接指導」を加え、「心身の欠陥その他の」を削る。

第一百六条第一項中「第十九条の三」の下に「第二十八条の二第三項」を加え、「第五十八条第三項」を削る。

第一百六条第一項中「第三十条の二第一項」を「第三十条の三第一項」に改め、「第三十一条第一項」の下に「第三十一条の二」を加える。

第一百二十条第一号中「第三十条の二第五項」を「第三十条の三第五項」に改め、「第三十条第一項若しくは第四項」を加え、「から第四項まで」を「から第六項まで」に改め、「第五十九条第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第一百一十九条第一号中「第三十条の二第一項」に改め、「第三十一条第一項」を削る。

第一百一十九条第一号中「第三十条の二第一項」の下に「第三十一条の二」を加える。

第一百二十条第一号中「第三十条の二第五項」を「第三十条の三第五項」に改め、「第三十条第一項若しくは第四項」を加え、「から第四項まで」を「から第六項まで」に改め、「第五十九条第一項」の下に「(同条第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

別表第十七第四号を削る。

別表第十九条第一号中「第三十条の二第一項」の下に「第三十一条の二」を加える。

別表第二十第四号中「地山の掘削作業主任者」を削る。

別表第二十第四号中「第三十条の二第一項」の下に「第三十一条の二」を加える。

別表第二十一中「第三十一条の二第一項」を削る。

別表第二十一中「第三十一条の二第一項」を削る。

別表第二十二中「第三十一条の二第一項」を削る。

別表第二十二中「第三十一条の二第一項」を削る。

別表第二十二中「第三十一条の二第一項」を削る。

## 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案

二十 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

別表第十八中第二十二号を削り、第二十三号を第二十一号とし、二十四号を削り、第二十五号を第二十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十三 石綿作業主任者技能講習

別表第十八中第二十六号を第二十四号とし、第二十七号から第三十九号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第十九デリック運転実技教習の項を削る。

別表第二十第四号中「地山の掘削作業主任者」を削る。

別表第二十一中「第三十一条の二第一項」を削る。

別表第二十二中「第三十一条の二第一項」を削る。







銀行法等の一部を改正する法律案  
銀行法等の一部を改正する法律案  
(銀行法の一部改正)

第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 雜則(第五十三条—第六十条)」を  
十一条の四十一  
十二条の四十八  
十二条の五十一  
十二条の五十七  
八—第五十二条の六十  
に改める。

第二条に次の三項を加える。

14 この法律において「銀行代理業」とは、銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行ふ営業をいう。

一 預金又は定期積金等の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

15 この法律において「銀行代理業者」とは、第

五十二条の三十六第一項の内閣総理大臣の許可を受けて銀行代理業を営む者をいう。

16 この法律において「所屬銀行」とは、銀行代理業者が行う第十四項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金

業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行」を加える。

第十三条の二中「を除く。」の下に「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者」を、「この条の下に」及び次条」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第八章 雜則(第五十三条—第六十条)  
第七章の三 銀行代理業  
第一節 通則(第五十二条の三十六条の四十六—第五十五条)  
第二節 業務(第五十二条の四十九—第五十五条)  
第三節 経理(第五十二条の五十九—第五十五条)  
第四節 所監督(第五十二条の五十九—第五十五条)  
第五節 雜則(第五十二条の六十二—第五十五条)  
第六節 雜則(第五十二条の六十二—第五十五条)

社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第十九条第一項を次のように改める。

銀行は、営業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した当該営業年度の中間営業年度(当該営業年度の四月一日から九月三十日までの期間をいう。以下同じ。)に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

第十九条第二項中「中間業務報告書及び業務報告書」を「当該営業年度の中間営業年度に係る中間業務報告書及び当該営業年度に係る業務報告書に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 銀行は、営業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該営業年度の中間営業年度に係る貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「中間貸借対照表等」という。並びに当該営業年度に係る貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、貸借対照表等(以下この条において「貸借対照表等」という。)を作成し、中間貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「貸借対照表等」という。)を作成し、中間貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に、貸借対照表等にあつては当該中間営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。

ただし、やむを得ない理由によりこれらの期間内にこれらの書類の公告をすることができて、当該公告を延期することができる。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、内閣府令で定めるところに規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金等の受入れ、資金



内閣府令で定めるものを記載した書類

三 その他内閣府令で定める書類

(許可の基準)

第五十二条の三十八 内閣総理大臣は、第五十

二条の三十六第一項の許可の申請があつたときは、申請者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 銀行代理業を遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有する者であること。

二 人の構成等に照らして、銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 他に業務を営むことによりその銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による審査の基準に照らし公益上必要があると認めるとき

は、その必要の限度において、第五十二条の三十六第一項の許可に銀行代理業の業務の内容その他の事項について条件を付し、及びこれを見直すことができる。

(変更の届出)

第五十二条の三十九 銀行代理業者は、第五十

二条の三十七第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、

その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 銀行代理業者は、第五十二条の三十七第二項第二号に掲げる書類に定めた事項を変更し

平成十七年十月二十六日 参議院会議録第九号

銀行法等の一部を改正する法律案

ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(標識の掲示)

第五十二条の四十 銀行代理業者は、銀行代理業を営む営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

一 銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

2 銀行代理業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。

(名義貸しの禁止)

第五十二条の四十一 銀行代理業者は、自己の名義をもつて、他人に銀行代理業を営ませてはならない。

(第二節 業務)

(業務の範囲)

第五十二条の四十二 銀行代理業者は、銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務のほか、

内閣総理大臣の承認を受けた業務を営むことができる。

2 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつた場合には、当該申請に係る業務を営むこと

が銀行代理業を適正かつ確実に営むことについて支障を及ぼすおそれがあると認められるときに限り、承認しないことができる。

3 銀行代理業者は、第一項の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。

4 第五十二条の三十六第一項の許可の申請書

に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付隨する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けた

ときには、当該業務を営むことについて第一項の承認を受けたものとみなす。

(分別管理)

第五十二条の四十三 銀行代理業者は、第二条

第十四項各号に掲げる行為(以下この章において「銀行代理行為」という。)に関する顧客から金銭その他の財産の交付を受けた場合には、内閣府令で定めるところにより、自己の固有財産と分別して管理しなければならない。

2 顧客に対する説明等

第五十二条の四十四 銀行代理業者は、銀行代理行為を行うときは、あらかじめ、顧客に対して、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

3 顧客に対する説明等

第五十二条の四十五 銀行代理業者は、銀行代理業に付随する行為を営むこと

として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(次号において「密接関係者」という。)の営む業務に係る取引を行うことを条件として、

顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

4 当該銀行代理業者の密接関係者に対し、

取引の条件が所属銀行の取引の通常の条件に照らして当該所属銀行に不利益を与えるものであることを知りながら、その通常の条件よりも有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

四

当該銀行代理業者の顧客に対する行為

2 銀行代理業者は、第二条第十四項第一号に掲げる行為に關し、預金者等の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、預金又は定期積金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならぬ。

3 前二項及び他の法律に定めるもののほか、銀行代理業者は、内閣府令で定めるところにより、その銀行代理行為に係る重要な事項の顧客への説明、その銀行代理行為に關して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いその他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

五 前各号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠け、又は所属銀行の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

(銀行代理業に係る禁止行為)

第五十二条の四十五 銀行代理業者は、銀行代

理業に付隨する行為をしてはならない。

い。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、当該銀行代理業者又は当該銀行代理業者の子会社その他当該銀行代理業者と内閣府令で定める密接な関係を有する者(次号において「密接関係者」という。)の営む業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(次号において「密接関係者」という。)の営む業務に係る取引を行ふことを条件として、

顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

三 顧客に対する説明等

第五十二条の四十六 銀行代理業者は、銀行代理業に付隨する行為を営むこと

として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(次号において「密接関係者」という。)の営む業務に係る取引を行ふことを条件として、

顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

四 顧客に対する説明等

第五十二条の四十七 銀行代理業者は、銀行代理業に付隨する行為を営むこと

として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(次号において「密接関係者」という。)の営む業務に係る取引を行ふことを条件として、

顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

五 顧客に対する説明等

第五十二条の四十八 銀行代理業者は、銀行代理業に付隨する行為を営むこと

として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(次号において「密接関係者」という。)の営む業務に係る取引を行ふことを条件として、

顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

六 顧客に対する説明等

第五十二条の四十九 銀行代理業者は、銀行代理業に付隨する行為を営むこと

として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(次号において「密接関係者」という。)の営む業務に係る取引を行ふことを条件として、

顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

七 顧客に対する説明等

第五十二条の五十 銀行代理業者は、銀行代理業に付隨する行為を営むこと

として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(次号において「密接関係者」という。)の営む業務に係る取引を行ふことを条件として、

顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

八 顧客に対する説明等

第五十二条の五十一 銀行代理業者は、銀行代理業に付隨する行為を営むこと

として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介をする行為(次号において「密接関係者」という。)の営む業務に係る取引を行ふことを条件として、

顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)

(特定銀行代理業者の休日及び営業時間)

第五十二条の四十六 特定銀行代理業者(特定銀行代理行為(内閣府令で定める預金の受入れ)を内容とする契約の締結の代理をいう。次条において同じ。)を行う銀行代理業者をいふ。次項及び同条において同じ。)の休日は、日曜日その他政令で定める日に限る。

2 特定銀行代理業者の営業時間は、金融取引の状況等を勘案して内閣府令で定める。

(臨時休業等)

第五十二条の四十七 特定銀行代理業者は、内閣府令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその特定銀行代理行為に係る業務を行う営業所又は事務所において臨時に当該業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、当該営業所又は事務所の店頭に掲示しなければならない。特定銀行代理業者が臨時に当該業務の全部又は一部を休止した営業所又は事務所において当該業務の全部又は一部を再開するときも、同様とする。

(所属銀行の廃業等)

第五十二条の四十八 銀行代理業者は、所属銀行から第三十八条の通知を受けたときは、その通知を受けた内容を、内閣府令で定めることにより、一月を下らない期間、当該所属銀行に係る銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(銀行代理業に関する帳簿書類)

第五十二条の四十九 銀行代理業者は、内閣府

令で定めるところにより、銀行代理業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(銀行代理業に関する報告書)

第五十二条の五十 銀行代理業者は、営業年度又は事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2

内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、前項の銀行代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項又は当該銀行代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、公衆の縱覧に供しなければならない。

(所属銀行の説明書類等の縦覧)

第五十二条の五十一 銀行代理業者は、その所属銀行又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社の営業年度ごとに、当該所属銀行が第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項の規定により作成する書類を、当該所属銀行のために銀行代理業を営むすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三節 経理

(銀行代理業に関する帳簿書類)

第五十二条の五十二 銀行代理業者が次の各号

のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 銀行代理業を廃止したとき、又は分割により銀行代理業の全部の承継をさせたとき若しくは銀行代理業の全部の譲渡をしたとき、その銀行代理業を廃止し、又は承継せざる。

二 銀行代理業である個人が死亡したとき。その相続人

三 銀行代理業者である法人が合併により消滅したとき。その法人を代表する役員であつた者

四 銀行代理業者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき。その破産管財人

5 銀行代理業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき。その清算人

(銀行代理業による報告又は資料の提出)

第五十二条の五十三 内閣総理大臣は、銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

(銀行代理業者に対する監督上の処分)

第五十二条の五十六 内閣総理大臣は、銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該銀行代理業者に対し、第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

1 第五十二条の三十八第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

2 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けたことが判明したとき。

3 第五十二条の三十六第一項の許可に付した条件に違反したとき。

事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるもの。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令等)

第五十二条の五十五 内閣総理大臣は、銀行代理業者の業務又は財産の状況に照らして、当該銀行代理業者の銀行代理業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行代理業者に対し、その必要の限度において、業務の内容及び方法の変更その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

|  |
|--|
| 四 法令又は法令に基づく内閣総理大臣の处分に違反したとき。  |
| 五 公益を害する行為をしたとき。   |
| 2 内閣総理大臣は、銀行代理業者の役員が、前項第三号から第五号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該銀行代理業者に対し当該役員の解任を命ずることができること。   |
| (許可の失効)  |
| 第五十二条の五十七 銀行代理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条の三十六第一項の許可は、効力を失う。   |
| 一 第五十二条の五十二各号のいずれかに該当することとなつたとき。   |
| 二 所属銀行がなくなつたとき。  |
| 三 当該許可を受けた日から六月以内に銀行代理業を開始しなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときを除く)。  |
| (第五節 所属銀行等)  |
| 第五十二条の五十八 所属銀行は、銀行代理業者による銀行代理業に関し、内閣府令で定めるところにより、銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。                              |
| 2 銀行代理業再委託者(銀行代理業を再委託する銀行代理業者をいう。以下同じ。)は、銀行代理業再受託者(銀行代理業を營む銀行代理業者をいう。以下同じ。)が當む銀行代理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。 |

|  |
|--|
| 理業に係る業務の指導その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならぬ。   |
| (所属銀行等の賠償責任)   |
| 第五十二条の五十九 所属銀行は、銀行代理業者がその銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。   |
| 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。  |
| 一 所属銀行の委託を受けた銀行代理業者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該委託をするについて相当の注意をしきつて、当該銀行代理業者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたとき。          |
| 二 銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為については、所属銀行が当該銀行代理業再受託者に対する再委託の許諾を行つて相当の注意をし、かつ、当該銀行代理業再受託者の行う銀行代理行為について顧客に加えた損害の発生の防止に努めたとき。 |
| (適用除外)   |
| 第五十二条の六十 第五十二条の三十六第一項の規定にかかるわらず、銀行等(銀行その他政令で定める金融業を行つ者をいう。以下この条において同じ。)は、銀行代理業を營むことができる。                         |
| 3 銀行代理業再委託者は、銀行代理業再受託者が行う銀行代理行為について顧客に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、当該銀行代理業再委託者が再委託をするについて相手の旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。         |
| 4 銀行代理業者は、銀行代理業を開始したとき、その他内閣府令で定める場合に該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。                              |
| 5 民法第七百二十四条(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)の規定は、第一項及び第三項の請求権について準用する。  |

|  |
|--|
| 再受託者に対する求償権の行使を妨げない。   |
| 5 民法第七百二十四条(不法行為による損害賠償請求権の期間の制限)の規定は、第一項及び第三項の請求権について準用する。  |
| (銀行代理業者の原簿)  |
| 第五十二条の六十 所属銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該所属銀行に係る銀行代理業者に関する原簿を、当該所属銀行の営業所(無人の営業所その他の内閣府令で定める営業所を除く)に備え置かなければならぬ。 |
| 2 預金者等その他の利害関係人は、必要があるときは、所属銀行に対して、前項の原簿の閲覧を求めることができる。   |

|  |
|--|
| (第六節 雜則)   |
| 第五十二条の六十一 第五十二条の三十六第一項の規定にかかるわらず、銀行等(銀行その他政令で定める金融業を行つ者をいう。以下この条において同じ。)は、銀行代理業を營むことができる。  |
| 2 銀行等が前項の規定により銀行代理業を營む場合は、当該銀行等を銀行代理業者とみなして、第十三条の一、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及び第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、前三条、次条第四項 |
| 十 第五十二条の五十六第一項の規定により第五十二条の三十六第一項の許可を取り消したとき。   |
| 十一 第五十二条の五十六第一項の規定により第五十二条の三十六第一項の許可を取り消したとき。  |
| 十二 第五十二条の五十七の規定により第五十二条の三十六第一項の許可が効力を失つたとき。  |
| 十三 第五十七条の四第二項中「銀行持株会社」の下に「銀行代理業者」を加える。   |

第五十八条中「免許」の下に「許可」を加える。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して、免許を受けないで銀行業を営んだ者

二 不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者

三 第九条の規定に違反して、他人に銀行業を営ませた者

四 第五十二条の三十六第一項の規定に違反して、許可を受けないで銀行代理業を営んだ者

五 不正の手段により第五十二条の三十六第一項の許可を受けた者

六 第五十二条の四十一の規定に違反して、他人に銀行代理業を営ませた者

第七十二条を次のように改める。

第六十二条次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 第二十六条第一項、第二十七条、第五十条の三十四第一項若しくは第四項又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

五十二条の五十六第一項を次のように改める。

一 第十九条、第五十二条の二十七又は第五十六条第三号を次のように改める。

十二条の五十第一項の規定に違反して、こ

れらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

第六十三条第一号の三中「又は第五十二条の二十九第一項」を「第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を表示した者

四 第五十二条の三十二第一項若しくは第五十二条の五十四第一項」を改め、同条中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

九 第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営んだ者

第六十三条の次に次の二条を加える。

第六十三条の二 第十三条の三(第一号に係る部分に限る)又は第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(銀行又は銀行代理業者を含む)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を表示した者

四 第五十二条の三十二第一項若しくは第五十二条の五十四第一項」を改め、同条中第八号を第十号とし、同条第十七号の次に次の二号を加える。

八 第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

十九 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十一 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十二 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十三 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十四 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十五 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十六 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十七 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十八 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十九 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

三十 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

三十一 第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

いて同じ。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものに改め、同項第十一号及び同条第三項中「次条」を「第十七条」に改め、同条第六項中「若しくはその子会社」を「その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(長期信用銀行代理業の許可)

第十六条の五 長期信用銀行代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、営むことができない。

2 前項に規定する長期信用銀行代理業とは、長期信用銀行のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 長期信用銀行代理業者(第一項の許可を受けて長期信用銀行代理業(前項に規定する长期信用銀行代理業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。)は、所属長期信用銀行(長期信用銀行代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う長期信用銀行をいう。以下同じ。)の委託を受け、又は所属長期信用銀行の委託を受けた長期信用銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、長期信用銀行代理業を営んではならない。

いて同じ。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものに改め、同項第十一号及び同条第三項中「次条」を「第十七条」に改め、同条第六項中「若しくはその子会社」を「その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(許可の基準)

第十六条の六 内閣総理大臣は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請を行う者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 長期信用銀行代理業を遂行するために必要なと認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有する者であること。

二 人の構成等に照らして、長期信用銀行代理業を的確、公正かつ効率的に遂行するためには必要な能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

三 他に業務を営むことによりその長期信用銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められない者であること。

第二十一条中「免許」の下に「許可」を加える。

第二十二条の二の前の見出しを削り、同条第二十三条の三とし、第二十三条の次に次の見出し及び一条を加える。

(罰則)

第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の手段により第四条第一項の免許を受けた者

二 第十六条の五第一項の規定に違反して、許可を受けないで長期信用銀行代理業を営んだ者

三 不正の手段により第十六条の五第一項の許可を受けた者

四 第十七条において準用する銀行法(以下「銀行法」という。)第九条の規定に違反して、他人に長期信用銀行の業務を営ませた者

第十七条中「第五十二条の二十三(銀行持株会社の子会社の範囲等)」の下に「第五十二条の三十六(許可)、第五十二条の三十八(許可の基準)、第五十二条の六十一第一項(適用除外)」を、「子会社とする持株会社について」の下に「銀行代理業者に係るものにあつては長期信用銀行代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属長期信用銀行について、銀行代理業に係るものにあつては長期信用銀行代理業について」を加える。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第三項又は第十六条の六第二項の規定により付した条件に違反した者

二 銀行法第二十六条第一項、第二十七条、第五十二条の三十四第一項若しくは第四項又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

三 第二十五条第三号中「銀行法第十九条若しくは第五十二条の二十七の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書」を「銀行法第十九条、第五十二条の二十七又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類」に改め、同条第三号の三を次のように改める。

三の三 銀行法第二十一一条第一項若しくは第十五条第四号中「若しくは第五十二条の二十九第一項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

第十六条の七 第十六条の五第一項の規定にかかるわらず、長期信用銀行等(長期信用銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。)は、長期信用銀行代理業を営まざる。

第十七条 第十六条の五第一項の規定に違反して、他人に長期信用銀行の業務を営ませた者は、長期信用銀行代理業を営むことができない。

第二十五条第四号中「若しくは第五十二条の三十一第一項若しくは第二項」を「第五十二条の三十一第一項若しくは第二項若しくは第五十二条の五十三」に改め、同条第五号中「若しくは

「第五十二条の三十二第一項若しくは第二項」を  
「第五十二条の三十二第一項若しくは第二項  
若しくは第五十二条の五十四第一項」に改め、  
同条に次の二号を加える。

九 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

以外の業務を営んだ者

**第二十五条の二 銀行法第十三条の三(第一号)**

(第一号に係る部分に限る。)の規定の違反が

あつた場合において、顧客以外の者（長期信  
用銀行）は長期信用銀行に連絡する（二回目）。

用銀行又は長期信用銀行代理業者を含む)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で

当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを

併科する。

**第二十五条の三** 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出を

せず、又は虚偽の届出をした者

銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

第二十六条中「法人の」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）」に改め、同条第二号中「前条第一号から第五号まで又は第八号」を「第二十五条第一号から第五号まで、第八号若しくは第九号又は第二十五条の二」に改め、同条第三号中「第二十三条の二又は前条第六号若しくは第七号」を「第二十三条の二、第二十五条第六号、第七号若しくは第十号又は前条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十七条中「代理店（代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役、執行役その他の法人の代表者）」を削り、「法人（銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体を含む。第四号の二を除き、）を「法人等（法人及び銀行法第三条の二第一項第一号（定義等）に掲げる法人でない団体をいう。」に、「長期信用銀行主要株主が法人である」を「長期信用銀行主要株主が法人等である」に、「特定主要株主が法人である」を「特定主要株主が法人等である」に、「又は特定持株会社」を「特定持株会社」に、「清算人は」を「清算人又は長期信用銀行代理業者（長期信用銀行代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）」に改め、同条第二号を次の

二 第十条第一項若しくは第十一条第五項の規定若しくは銀行法第八条第一項、第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八、第五十二条の六十一第三項若しくは第五十三条第一項から第四項までの規定による届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは掲示をしたと

第二十七条第七号及び第八号中「第八条第二

三号中「若しくは第五十二条の三十三第一項若  
項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第十

しくは第三項」を「第五十二条の三十三第一項

若しくは第三項若しくは第五十一條の五十五に改め、同条に次の二号を加える。

## 十五 銀行法第五十二条の四十三の規定によ り「うべき材産の管理を司つな」とき。

## 十六 銀行法第五十二条の四十九の規定によ り銀行による貿易の管理を行れないとき

る帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

## (信用金庫法の一部改正)

**第三条** 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 登記(第六十五條—第八十五  
「第九章 登記(第六十五條—第八十五

おいて」を加え、同条第三項第七号を次のように改める。

七 金庫、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

第五十三条中第九項から第十三項までを削り、第十四項を第九項とし、第十五項から第十七項までを五項ずつ繰り上げる。

第五十四条第一項中「会員のために」を削り、同条第四項第七号を次のように改める。

七 金庫、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

第五十四条第八項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第十四項から第十七項まで」を「第九項から第十二項まで」に、「同条第十四項」を「同条第九項」に、「同条第十六項」を「同条第十一項」に、「同条第十七項」を「同条第十二項」に改め、同項を同条第八項とする。

第五十四条の十五第一項第一号中「当該信用金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加え、同条第八項中「信用金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加える。

第五十四条の十七第一項第十号中「又はその子会社の営む業務」を「、その子会社（第一号及び第六号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。）その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務」に改め、同条第六項中「の行う業務若しくはその子会社の営む業務」を「、その子会社その他これらに類する者とし



第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第四条第四項又は第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反しめる。

三 銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

四 銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

五 銀行法第二十六条第一項、第二十七条又は第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

六 銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定により

これに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者

七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで信用金庫代理業及び信用金庫代理業に付随する業務以外の業務を行つた者

第八条の四中「法人の」を「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）」に改め、同条第二号中「前条第一号から第三号まで」を「第九十条の三第一号から第三号まで若しくは第六号又は第九十条の四」に改め、同条第三号中「第九十条又は前条第四号若しくは第五号」を「第九十条、第九十条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前条」に改め、同条に次の二号を加え定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

九 銀行法第十九条又は第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

十 銀行法第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

十一 銀行法第二十二条第一項若しくは第二項又は第五十二条の五十一第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する説明書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

四 銀行法第五十二条の四十第三項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五 銀行法第五十二条の四十第四項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

六 銀行法第五十二条の四十第五項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

「若しくは銀行法第五十二条の五十五」を加え、同項に次の二号を加える。

二十六 銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

二十七 銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二十八 銀行法第五十二条の四十四第一項の規定に違反したとき。

二十九 銀行法第五十二条の四十四第二項の規定に違反したとき。

三十 銀行法第五十二条の四十四第三項の規定に違反したとき。

三十一 銀行法第五十二条の四十四第四項の規定に違反したとき。

三十二 銀行法第五十二条の四十四第五項の規定に違反したとき。

三十三 銀行法第五十二条の四十四第六項の規定に違反したとき。

三十四 第五十五条第二項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条の四、第五十四条の八若しくは第八十七条の規定、第六十四条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に規定する届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

三十五 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

三十六 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

三十七 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

三十八 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

三十九 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

四十 労働金庫法の一部改正

四十一 第五十九条の二 全国労働金庫協会（第八十七号）の一部を次のように改正する。

四十二 第五十九条の二 全国労働金庫協会（第八十九条の三・第八十九条の四）に改める。

四十三 第五十九条の二 全国労働金庫協会（第八十九条の二）を「第九章の二 全国労働金庫代理業者（社員又は信用金庫代理業者（信用金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）は）に改め、同項第十四号を次のように改める。

四十四 第五十五条第二項（第五十八条第五項において準用する場合を含む。）、第五十五条の四、第五十四条の八若しくは第八十七条の規定、第六十四条において準用する商法第四百二十二条第一項の規定又は銀行法第十六条、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条、第五十二条の三十九第一項、第五十二条の四十七、第五十二条の四十八若しくは第五十二条の六十一第三項の規定に規定する届出、公告若しくは掲示をせず、又は虚偽の届出、公告若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の縦覧に供した者

四十五 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

四十六 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

四十七 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

四十八 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

四十九 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

五十 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

五十一 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

五十二 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

五十三 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

五十四 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

五十五 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

五十六 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

五十七 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

五十八 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

五十九 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

六十 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

六十一 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

六十二 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

六十三 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

六十四 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

六十五 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

六十六 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

六十七 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

六十八 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

六十九 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

七十 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

七十一 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

七十二 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

七十三 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

七十四 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

七十五 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

七十六 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

七十七 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

七十八 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

七十九 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

八十 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

八十一 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

八十二 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

八十三 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

八十四 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

八十五 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

八十六 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

八十七 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

八十八 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

八十九 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

九十 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

九十一 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

九十二 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

九十三 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

九十四 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

九十五 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

九十六 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

九十七 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

九十八 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

九十九 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百一 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百二 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百三 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百四 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百五 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百六 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百七 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百八 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百九 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百二十 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百二十一 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百二十二 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百二十三 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百二十四 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百二十五 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百二十六 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百二十七 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百二十八 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百二十九 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百三十 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百三十一 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百三十二 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百三十三 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百三十四 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百三十五 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百三十六 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百三十七 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百三十八 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百三十九 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百四十 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百四十一 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百四十二 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百四十三 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百四十四 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

一百四十五 第五十八条第二項第十三号を次のように改める。

同項を同条第六項とし、同条第十二項中「及び第十三項」を「及び第九項」に、「同条第十三項」を「同条第九項」に改め、同項を同条第七項とする。

第五十八条の三第一項第一号中「当該労働金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を加え、同条第八項中「労働金庫」の下に「その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を加える。

第五十八条の五第一項第六号中「又はその子会社の営む業務」を「その子会社(第一号に掲げる会社に限る。第六項において同じ。)その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの営む業務」に改め、同条第六項中「行う業務若しくはその子会社の営む業務」を「その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」に改める。

第九章の二の次に次の二章を加える。

### 第九章の三 労働金庫代理業

(許可)

第八十九条の三 労働金庫代理業は、内閣総理大臣及び厚生労働大臣の許可を受けた者でなければ、

2 前項に規定する労働金庫代理業と、金庫等の営業を行なう行為のいずれかを行なう事業を

一 預金又は定期積金の受け入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介  
二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

3 労働金庫代理業(前項に規定する労働金庫代理業をいう。以下同じ。)を行なう者をいう。以下同じ。)は、所属労働金庫(労働金庫代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う金庫をいう。以下同じ。)の委託を受け、又は所属労働金庫の委託を受けた労働金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、労働金庫代理業を行なうことはならない。

(適用除外)  
第八十九条の四 前条第一項の規定にかかわらず、金庫等(金庫その他政令で定める金融業を行う者をいう。)は、労働金庫代理業を行うことができる。

第九十条中「第九十四条第一項」の下に「及び第三項」を、「免許」の下に「許可」を加える。  
第九十一条に次の二項を加える。

### 3 銀行法第七章の三(第五十二条の三十六第一項及び第二項(許可)並びに第五十二条の六十一第一項(適用除外を除く。)(銀行代理業)

2 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を開始したとき、その他内閣府令・厚生労働省令で定める場合に該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

第九十四条第一項中「第八条第三項(営業所の設置等)」を「第九条(名義貸しの禁止)」に改め、「取引等」の下に「銀行の業務に係る禁止行為」を、「第十九条」の下に「(同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部

分に限る。)」を加え、「同条第一項及び第二項の規定により作成する書類」を「同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類」に、「規定は金庫について」を「規定は、銀行に係るものにあつては金庫について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業者に係るものにあつては労働金庫代理業者について、それぞれに改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、同項に規定する規定(銀行法第五十七条の四第一項を除く。)中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、同法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「金庫の事業を行なわせてはならない」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十四条に次の二項を加える。  
3 銀行法第七章の三(第五十二条の三第六第一項及び第二項(許可)並びに第五十二条の六十一第一項(適用除外を除く。)(銀行代理業)及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)内閣総理大臣の告示の規定は、銀行代理業に係るものにあつては労働金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属労働金庫について、銀行代理業に係るものにあつては労働金庫代理業について、それぞれ準用する。

4 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」と、「第五十二条の三十六第二項並びに第九十七条第一項、第三項及び第四項」と、「第九章」とあるのは「同法第十一章」と、同条第三項中「銀行等」とあるのは「金庫等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十六条の三中「第九十一条」を「第九十一  
条第一項」に、「同条第六号」を「同項第六号」に  
改め、同条第二号中「第九十四条第一項」の下に  
「及び第三項」を加える。

第九十七条第一項中「又は第二十五条第一項」  
を「銀行法第二十五条第一項」に改め、「(立入  
検査)」の下に「又は銀行法第五十二条の五十三  
(銀行代理業による報告又は資料の提出)若し  
くは銀行法第五十二条の五十四第一項(銀行代  
理業者に対する立入検査)」を加える。

第九十八条の三中「免許」の下に「許可」を加  
え。 第一百条及び第一百条の二を次のように改める。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、  
二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金  
に処し、又はこれを併科する。

一 第六条の規定に違反して、免許を受けな  
いで金庫の事業を行つた金庫の役員、代理  
人、使用人その他の従業者  
二 不正の手段により第六条の免許を受けた  
者

三 第八十九条の三第一項の規定に違反し  
て、許可を受けないで労働金庫代理業を行  
つた者

四 不正の手段により第八十九条の三第一項  
の許可を受けた者  
五 第九十四条第一項及び第三項において準  
用する銀行法(以下第一百条までにおいて  
「銀行法」という。)第九条の規定に違反し  
て、他人に金庫の事業を行わせた者

六 銀行法第五十二条の四十一の規定に違反  
して、他人に労働金庫代理業を行わせた者

第一百条の二 次の各号のいずれかに該当する者  
は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金  
に処する。

第一百条第一項若しくは第五十二条の五十六  
条第一項の規定による業務の全部又は一部の  
停止の命令に違反した者

一 第九十五条第一項の規定又は銀行法第二  
十六条第一項若しくは第五十二条の五十六  
条第一項の規定による業務の全部又は一部の  
停止の命令に違反した者

二 銀行法第四条第四項又は第五十二条の三  
十八第二項の規定により付した条件に違反  
した者

三 第五百二条の三中「一に」を「いずれかに」に改め、  
同条第一号中「若しくは第二項」の下に「若しく  
は第五十二条の五十四第一項」を加え、同条第  
二号及び第二号の二を次のように改める。

二 銀行法第十九条又は第五十二条の五十一第  
一項の規定に違反して、これらの規定に規  
定する書類の提出をせず、又はこれらの書  
類に記載すべき事項を記載せず、若しくは  
虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をし  
た者

二 銀行法第二十一条第一項若しくは第  
二項又は第五十二条の五十一第一項の規定  
に違反して、これらの規定に規定する説明  
書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの  
書類に記載すべき事項を記載せず、若しく  
は虚偽の記載をしてこれらの書類を公衆の  
縦覧に供した者

二 銀行法第二十一条第一項若しくは第五  
二号中「前条第一号から第三号まで」を「第  
一百条の三第一号から第三号まで若しくは第六号  
又は第一百条の四」に改め、同条第三号中「第一百条  
又は前条第四号若しくは第五号」を「第一百条、第  
一百条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前  
条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰す  
る場合には、その代表者又は管理人がその訴  
訟行為につきその団体を代表するほか、法人  
を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に  
関する法律の規定を準用する。

二 銀行法第二十一条第一項若しくは第五  
二号中「前条第一号から第三号まで」を「第  
一百条の三第一号から第三号まで若しくは第六号  
又は第一百条の四」に改め、同条第三号中「第一百条  
又は前条第四号若しくは第五号」を「第一百条、第  
一百条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前  
条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰す  
る場合には、その代表者又は管理人がその訴  
訟行為につきその団体を代表するほか、法人  
を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に  
関する法律の規定を準用する。

二 銀行法第二十一条第一項若しくは第五  
二号中「前条第一号から第三号まで」を「第  
一百条の三第一号から第三号まで若しくは第六号  
又は第一百条の四」に改め、同条第三号中「第一百条  
又は前条第四号若しくは第五号」を「第一百条、第  
一百条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前  
条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰す  
る場合には、その代表者又は管理人がその訴  
訟行為につきその団体を代表するほか、法人  
を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に  
関する法律の規定を準用する。

二 銀行法第二十一条第一項若しくは第五  
二号中「前条第一号から第三号まで」を「第  
一百条の三第一号から第三号まで若しくは第六号  
又は第一百条の四」に改め、同条第三号中「第一百条  
又は前条第四号若しくは第五号」を「第一百条、第  
一百条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前  
条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰す  
る場合には、その代表者又は管理人がその訴  
訟行為につきその団体を代表するほか、法人  
を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に  
関する法律の規定を準用する。

二 銀行法第二十一条第一項若しくは第五  
二号中「前条第一号から第三号まで」を「第  
一百条の三第一号から第三号まで若しくは第六号  
又は第一百条の四」に改め、同条第三号中「第一百条  
又は前条第四号若しくは第五号」を「第一百条、第  
一百条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前  
条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰す  
る場合には、その代表者又は管理人がその訴  
訟行為につきその団体を代表するほか、法人  
を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に  
関する法律の規定を準用する。

二 銀行法第二十一条第一項若しくは第五  
二号中「前条第一号から第三号まで」を「第  
一百条の三第一号から第三号まで若しくは第六号  
又は第一百条の四」に改め、同条第三号中「第一百条  
又は前条第四号若しくは第五号」を「第一百条、第  
一百条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前  
条」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により法人でない団体を処罰す  
る場合には、その代表者又は管理人がその訴  
訟行為につきその団体を代表するほか、法人  
を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に  
関する法律の規定を準用する。

二 銀行法第二十一条第一項若しくは第五  
二号中「前条第一号から第三号まで」を「第  
一百条の三第一号から第三号まで若しくは第六号  
又は第一百条の四」に改め、同条第三号中「第一百条  
又は前条第四号若しくは第五号」を「第一百条、第  
一百条の三第四号、第五号若しくは第七号又は前  
条」に改め、同条に次の二項を加える。

これに添付すべき書類に虚偽の記載をして  
提出した者は、第五十二条の五十二の規定による届出を  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

七 銀行法第五十二条の四十二第一項の規定  
による承認を受けないで労働金庫代理業及  
び労働金庫代理業に付随する業務以外の業  
務を行つた者

一 第九十五条第一項の規定に  
び労働金庫代理業に付随する業務以外の業  
務を行つた者

二 銀行法第五十二条の四十第一項の規定に  
違反した者

三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

四 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

五 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

六 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

七 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

八 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

九 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

十 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

十一 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

十二 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

十三 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

十四 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

十五 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

十六 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

十七 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

十八 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

十九 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

二十 銀行法第五十二条の四十第二項の規定に  
違反して、同条第一項の標識又はこれに類  
似する標識を掲示した者

一 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

二 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

三 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

四 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

五 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

六 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

七 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

八 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

九 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

十 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

十一 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

十二 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

十三 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

十四 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

十五 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

十六 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

十七 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

十八 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

十九 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

二十 銀行法第五十二条の三十九第二項若しく  
は第五十二条の五十二の規定による届出を  
せず、又は虚偽の届出をした者

二十五 銀行法第五十二条の四十三の規定に

より行うべき財産の管理を行わないとき。

二十六 銀行法第五十二条の四十九の規定に

よる帳簿書類の作成若しくは保存をせず、

又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

(中小企業等協同組合法一部改正)

第五条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十二号を次のように改め  
る。

十二 信用協同組合、次条第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、国民生活金融公庫その他内閣総理大臣の定める者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る。)

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第六条 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次によつて改正する。

第二条第三項及び第四項を削る。

第三条第一項中第六号までを削り、第七号を第二号とし、第八号を第三号とし、同条第二項及び第三項を削る。

第四条の二第一項第一号中「当該信用協同組合」の下に「その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を加える。

第四条の四第一項第六号中「又はその子会社の営む業務」を「その子会社(第一号に掲げる

会社に限る。第六項において同じ。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営業」に改め、同条第六項中「の行う事業若しくはその子会社の営む業務」を「その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改める。

第六条第一項中「第八条第三項(営業所の設置等)」を「第九条(名義貸しの禁止)」に改め、「取引等」の下に「銀行の業務に係る禁止行為」を、「第十九条」の下に「(同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。)」を加え、「同条第一項及び第二項の規定により作成する書類」を「同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類」に、「規定は信用協同組合等について」と規定は、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、所属銀行に係るものにあつては所属信用協同組合(第六条の三第三項に規定する業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者(第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。)について、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者(第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。)について、それぞれに改め、同条第二項を次のように改める。

第六条第二号中「第四条第一項の免許を取得する」を「第十九条(名義貸しの禁止)」に改め、「取引等」の下に「銀行の業務に係る禁止行為」を、「第十九条」の下に「(同条第一項及び第二項に規定する営業年度に係る業務報告書に係る部分に限る。)」を加え、「同条第一項及び第二項の規定により作成する書類」を「同条第一項前段及び第二項前段に規定する営業年度に係る説明書類」に、「規定は信用協同組合等について」と規定は、銀行に係るものにあつては信用協同組合等について、所属銀行に係るものにあつては所属信用協同組合(第六条の三第三項に規定する業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者(第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。)について、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者(第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。)について、それぞれに改め、同条第二項を次のように改める。

第六条の三 信用協同組合代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。  
2 前項に規定する信用協同組合代理業とは、信用協同組合等のために次に掲げる行為のいずれかを行ふ事業をいう。

第六条の三 信用協同組合代理業は、内閣総理大臣の許可を受けた者でなければ、行うことができない。  
2 前項に規定する信用協同組合代理業とは、信用協同組合等のために次に掲げる行為のいずれかを行ふ事業をいう。

第六条の五 銀行法第七章の三(第五十二条の三第六第一項及び第二項(許可)並びに第五十二条の六十一第一項(適用除外)を除く。)(銀行代理業及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属信用協同組合について、銀行代理業に係るものにあつては所属信用協同組合代理業について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「信用協同組合等の事業を行わせてはならない」とある。契約の締結の代理又は媒介  
2 前項の場合において、銀行法第九条中「銀行業を営ませてはならない」とあるのは「信用協同組合等の事業を行わせてはならない」とある。契約の締結の代理又は媒介  
3 信用協同組合代理業者(第一項の許可を受けて信用協同組合代理業(前項に規定する信用協同組合代理業をいう。以下同じ。)を行ふ者をいう。以下同じ。)は、所属信用協同組合

(信用協同組合代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の預金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け若しくは手形の割引又は為替取引を行う信用協同組合等をいう。以下同じ。)の委託を受け、又は所属信用協同組合の委託を受けた信用協同組合代理業者の再委託を受ける場合でなければ、信用協同組合代理業を行つてはならない。

第六条の四 前条第一項の規定にかかわらず、信用組合等(信用協同組合等その他の政令で定める金融業を行ふ者をいう。)は、信用協同組合代理業を行ふことができる。  
(信用協同組合代理業者等についての銀行法の準用)

第六条の五 銀行法第七章の三(第五十二条の三第六第一項及び第二項(許可)並びに第五十二条の六十一第一項(適用除外)を除く。)(銀行代理業及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)(内閣総理大臣の告示)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては信用協同組合代理業者について、所属銀行に係るものにあつては所属信用協同組合について、銀行代理業に係るものにあつては所属信用協同組合代理業について、それぞれ準用する。





項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引を行う

第十条第一項第三号の事業を行う組合をい。以下同じ。)の委託を受け、又は所属組合の委託を受けた特定信用事業代理業者の再委託を受ける場合でなければ、特定信用事業代理業を行つてはならない。

第九十二条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等(銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。)は、特定信用事業代理業を行うことができ

る。

銀行等が前項の規定により特定信用事業代理業を行う場合には、当該銀行等を特定信用事業代理業者とみなして、第十一条の二の三、前条第三項、第九十三条第二項及び第九十八条第二項の規定、次条第一項において準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。)第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の三十六第一項とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理業行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「農業

の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

銀行等は、特定信用事業代理業を行おうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

第九十二条の四 銀行法第七章の三第五十二条の三十六第一項及び第二項、第五十二条の四十六から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十一を除く。),第五十三条第四項及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては特定信用事業代理業者に係るものにあつては所属組合について、所属銀行に係るものにあつては所属組合について、銀行代理業に係るものにあつては特定信用事業代理業について、それぞれ準用する銀行法(以下「準用銀行法」とい

う。)第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の三十六第一項とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理業行為」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」とあるのは「農業協同組合法第九十二条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「農業

協同組合法第九十二条の二第二項各号」と、

同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは農業協同組合法第九十二条の二第二項第二号」と、同法第五十二条の五十一第一項

第一条第一項及び第二項並びに第二十条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項とあるのは「農業協同組合法第五十四条の三第一項及び第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十三条第二項中「第九十九条の六第三号」を「第一百条の三第三項第四号」に改め、「い。」の下に「信用事業受託者(特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者をいう。以下同じ。)」を加え、同条第三項中「子会社等」の下に「信用事業受託者」を加える。

第九十四条第五項及び第六項中「子会社等」の下に「信用事業受託者」を加える。

第九十七条の三中「による認可」の下に「許可」を加え、「(次条において「認可等」という。)」を削る。

二 第九十二条の二第一項の規定に違反して

許可を受けないで特定信用事業代理業を行つた者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下に罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条の二の二の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者は、二年以下の懲役又は三百六十万円以下の罰金に処する。

三 不正の手段により第九十二条の二第一項の許可を受けた者は、

四 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行つた者は、二年以下の懲役又は三百六十万円以下の罰金に処する。

第九十九条の二の二の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行つた者は、二年以下の懲役又は三百六十万円以下の罰金に処する。

第九十八条の四第一項中「認可等」を「認可又は承認(次項において「認可等」という。)」に改め

る。

第九十八条の四第一項中「認可等」を「認可又は承認(次項において「認可等」という。)」に改め

る。

第九十八条の二第一項たゞし書中「組合」の下に「及び特定信用事業代理業者」を加え、同条第三項中「除く。」の下に「並びに第九十二条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「農業

の主務大臣の権限」を加える。

第九十九条の二中「の規定による業務報告書」を「又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類に、「又は業務報告書」を「又はこれらの書類に、「又は第十号」を「若しくは第十号」に、「して業務報告書」を「してこれらの書類に、「又は第十号」を「若しくは第十号」に、「に係る業務報告書」を「又は特定信用事業代理業者に係る書類」に改め、同条を第九十九条の二の三とする。

第九十九条の次に次の二条を加える。

第九十九条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十一条の二の二の規定に違反して、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせた者は、二年以下の懲役又は三百六十万円以下の罰金に処する。

二 第九十二条の二第一項の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行つた者は、二年以下の懲役又は三百六十万円以下の罰金に処する。

三 不正の手段により第九十二条の二第一項の許可を受けた者は、

四 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行つた者は、二年以下の懲役又は三百六十万円以下の罰金に処する。

第九十九条の二の二の規定に違反して他人に特定信用事業代理業を行つた者は、二年以下の懲役又は三百六十万円以下の罰金に処する。



### (名義貸しの禁止)

第十一條の六の二 第十一條第一項第四号の事業を行う組合は、自己の名義をもつて、他人に資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受け入れ、手形の割引又は為替取引の事業を行わせてはならない。

### (信用事業に係る禁止行為)

**第十一條の六の三** 第十一條第一項第四号の事業を行う組合は、信用事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

二 利用者に対し、虚偽のことを告げる行為  
　利用者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 利用者に対し、当該組合又は当該組合の特定関係者（当該組合の子会社（第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。第十一條の八第二項、第十七条の二、第十七条の三、第三十四条第十一項及び第五十八条の一第二項において同じ。）、当該組合を所属組合（第百二十二条の二第三項に規定する所属組合をいう。）とする特定信用事業代理業者（同項に規定する特定信用事業代理業者をいう。）その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者をいう。第十一条の九において同じ。）その他当該組合と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（利用者の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。）

第十一條の七第二項中「説明」の下に「、その  
信用事業に関する取得した利用者に関する情報  
の適正な取扱い、その信用事業を第三者に委託  
する場合における当該信用事業の的確な遂行」  
とし、前項の規定を適用するものとして主務省  
令で定める行為

第十一條の八第二項中「(第十一條の六第二項に規定する子会社をいう。次条、第十七條の二、第十七條の三、第三十四条第十一項及び第五十八条の二第二項において同じ。)」を削る。

第十一條の力中(当該組合の子会社その他の  
当該組合と政令で定める特殊の関係のある者を

いう。以下この条において同じ。」を削る。

他これに類する者として主務省令で定めるもの  
の行う事業又は営む業務」に、「会社に限る」を  
「ものに限る」に改め、同条第四項中「の行う事  
業」を「その他」これに類する者として主務省令で  
定めるものの行う事業又は営む業務」に改め

第四十一条の二第一項中「第八十七条第十一項」を「第八十七条第八項」に改める。

第八四十七条第四項第七号中「指定する金融機関又はこれに準ずる」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介(主務大臣の定めるものに限る。)」を加え、同条第七項から第九項までを削り、同条第十項中「第十一条第九項」を「第十一条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十一項から第十三項までを三項ずつ繰り上げ、同条第十四項中「第十二項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第八十七条の二第一項中「同条第十一項」を同条第八項に改める。

第八十七条の三第一項第五号中「の行う事業又はその子会社の」を「その子会社(第一号に

掲げる会社に限る。第十項において同じ。)その他これらに類する者として主務省令で定めるも

限る。」を加え、同条第六項から第八項までを削り、同条第九項中「第十一条第九項」を「第十一条第六項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、同条第十二項中「第十項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とする。

「第百条第一項中「第十一條の六第一項」の下に  
「第十一條の六の二、第十一條の六の三」を加  
え、「第十一條第十二項」を「第十一條第九項」  
に、「第九十七條第十二項」を「第九十七條第九  
項」に、「同條第十一項」を「同條第八項」に改め

第七章の次に次の二章を加える。

（許可）

2 前項に規定する「特定信用事業代理業」と  
とかできない

は、第十一一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九

第4号 第2-3-1項第一項第二号に第1  
十七条第一項第二号の事業を行う組合のため

に次に掲げる行為のいずれかを行う事業をいう。

## 一 資金の貸付けを内容とする契約の締結の一 式又は某々

## 二 貯金又は定期積金の受入れを内容とする 代理又は媒介

### 三 契約の締結の代理又は媒介

二三形の書道の日本書

四 為替取引を内容とする契約の締結の代理  
又は媒介

又は媒介

3 特定信用事業代理業者(第一項の許可を受けて特定信用事業代理業(前項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。以下同じ。)は、所属組合(特定信用事業代理業者が行う前項各号に掲げる行為により、同項各号に規定する契約において同項各号の資金の貸付け、貯金若しくは定期積金の受け入れ、手形の割引又は為替取引を行う第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行なう組合をいう。以下同じ。)の委託を受け、又は所属組合の委託を受けた特定信用事業代理業者の再委託を受ける場合でなければ、特定信用事業代理業を行つてはならない。

(適用除外)

で、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条(第十一号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る第九章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいづれか」とあるのは、第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限をして銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して特定信用事業代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「水産業協同組合法第百二十一條の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「特定信用事業代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」とあるのは「特定信用事業代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十二条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十二条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「水産業協同組合法第二百二十二条の二第二項第二号」と、同法第五十二条の五十一第一項中「第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項」とあるのは「水産業協同組合法第五十八条の三第一項及び第二項これらの規定を同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

中「子会社(第三項に規定する子会社をいう。次  
条、第二百二十九条及び第一百三十条において同  
じ。)」を「子法人等又は信用事業受託者」に改め  
る。

第二百二十三条第五項中「子会社」を「子法人等  
又は信用事業受託者」に改める。

第二百二十七条第二項ただし書中「組合」の下に  
「及び特定信用事業代理業者」を加え、同条第三  
項中「は、同項ただし書を「並びに第二百二十  
一条の四において読み替えて準用する銀行法第五  
十二条の五五三及び第五十二条の五十四第一項  
に規定する主務大臣の権限は、前項ただし書」  
に改める。

第二百二十八条の二を次のように改める。



「の規定」を「若しくは第二百二十二条の三第三項又は準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定」に改め、同項第八号中「を子会社」の下に「(第二百二十二条第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。)」を加え、同項第四十二号の次に次の三号を加える。

四十二の二 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行なないとき。

四十二の三 準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとれを削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第九条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

〔第九章 解散及び清算(第九十一条—第九十五条)〕を「〔第九章 解散及び清算(第九十一条—第九十五条)〕を「〔第九章の二 農林中央金庫代理業(第九十五条)〕を「〔第九章の二—第九十五条の四〕」に改める。

第三条に次の二項を加える。

6 農林中央金庫は、第九十五条の二第二項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、主務省令で定め

るところにより、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

7 農林中央金庫は、自己の名義をもつて、他人にその業務を営ませてはならない。

第五十四条第四項第十号中「指定する」を定めるに改め、「代理」の下に「又は媒介(主務大臣の定めるものに限る。)」を加え、同条中第九項及び第十項を削り、第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とする。

第五十七条第二項中「説明」の下に「その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行」を加える。

第五十九条中「子会社」の下に「農林中央金庫代理業者(第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項並びに第八十四条第一項において同じ。)」を、「この条」の下に「及び次条第三号」を加える。

第四章中第五十九条の次に次の二項を加える。

(農林中央金庫の業務に係る禁止行為)

第五十九条の二 農林中央金庫は、その業務に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、農林中央金庫又は農林中央金庫の特定関係者その他農林中央金庫と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件とした

て、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。)

四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

第五十二条第一項第八号中「又はその子会社の」を「その子会社(第一号及び第五号に掲げる会社に限る。第十項において同じ。)その他これらに類する者として主務省令で定めるもの」に改め、同条第十項中「若しくはその子会社を「その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの」に改める。

第八十二条第一項中「農林中央金庫」の下に「及び農林中央金庫代理業者」を加え、同条第三項中「第二項」の下に「並びに第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十四第一項」を加える。

第八十三条第一項中「ときは、農林中央金庫の下に「農林中央金庫代理業者を含む。」を加え、同条第二項中「子会社」を「子法人等(子会社その他農林中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者(農林中央金庫代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)」に改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者」に改める。

3 農林中央金庫代理業者(第一項の許可を受けて農林中央金庫代理業(前項に規定する農林中央金庫代理業をいう。以下同じ。)を営む者をいう。以下同じ。)は、農林中央金庫の委託を受け、又は農林中央金庫の委託を受けた農林中央金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、農林中央金庫代理業を営んではならない。

第九十五条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等(銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。)は、農林中央金庫代理業を営むことができ

中央金庫から業務の委託を受けた者」に改め、同条第五項中「子会社」を「子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者」に改める。

第九章の次に次の二章を加える。

第九章の二 農林中央金庫代理業(許可)

第九十五条の二 農林中央金庫代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、営むこと

ができない。

2 前項に規定する「農林中央金庫代理業」とは、農林中央金庫のためにして掲げる行為のいずれかを行なう営業をいう。

一 預金又は定期積金の受け入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介

二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介

2 銀行等が前項の規定により農林中央金庫代理業を営む場合においては、当該銀行等を農林中央金庫代理業者とみなして、第五十九条、第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに前条第三項の規定、次条第一項において準用する銀行法(以下「準用銀行法」という。)第五十二条の三十六第三項 第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条第一号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限をして農林中央金庫代理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、農林中央金庫代理業を営もうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。(農林中央金庫代理業に関する銀行法の準用)

第九十五条の四 銀行法第七章の三(第五十二条の三十六第一項及び第二項 第五十二条の四十六から第五十二条の四十八まで並びに第

五十二条の六十一を除く。)、第五十三条第四項及び第五十六条(第十号から第十二号までに係る部分に限る。)の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては農林中央金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては農林中央金庫について、銀行代理業に係るものにあつては農林中央金庫代理業について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣総理大臣」とあるのは「主務大臣」と「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「農林中央金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」と、「銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第二項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とある

の規定による申請書又は同条第二項の規定により添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。第六 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで農林中央金庫代理業及び農林中央金庫代理業に付随する業務以外の業務を営んだとき。

二 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十九条第一項中「又はその子会社の役員又は職員」を「若しくはその子法人等の役員若しくは職員又は農林中央金庫代理業者その他農林中央金庫から業務の委託を受けた者(その者が法人であるときは、その役員又は職員)」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第八十一条第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違

ものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第七項の規定に違反して他人に農林中央金庫の業務を営ませた者

二 第九十五条の二第一項の規定に違反して他人に農林中央金庫代理業を営ませた者

三 不正の手段により第九十五条の二第一項の許可を受けた者

四 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に農林中央金庫代理業を営ませた者

五 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定により添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで農林中央金庫代理業及び農林中央金庫代理業に付随する業務以外の業務を営んだとき。

七 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令を加える。

八 準用銀行法第五十二条の五十九条の二(第一号に係る部分に限る。)又は準用銀行法第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(農林中央金庫又は農林中央金庫代理業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下はこれを併科する。

反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

第九十九条第一項第二号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項」に、「説明書類」を「書類」に改め、「をして」の下に「これらの書類」を加え、

同項第三号中「第二項」の下に「若しくは準用銀行法第五十二条の五十三」を加え、同項第四号中「第二項」の下に「若しくは準用銀行法第五十二条の五十四第一項」を加え、同項に次の二号を加える。

九 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定により添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

十 準用銀行法第五十二条の五十九条第二項を削り、同条の次に次の三条を加える。

第十九十九条の二 第五十九条の二(第一号に係る部分に限る。)又は準用銀行法第五十二条の四十五(第一号に係る部分に限る。)の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者(農林中央金庫又は農林中央金庫代理業者を含む。)の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下はこれを併科する。





官 報 (号 外)

の期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定により引き続ぎ銀行代理業を営む場合においては、その者を銀行代理業者（新銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。）とみなして、新銀行法第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第四十八条、第五十二条の三十六第二項及

項を記載した書類及び同条第一項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

第一項の規定により許可を受けたものとみなされる者については、新銀行法第五十二条の三十九の規定は、同項の規定にかかわらず、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。

第七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止について適用し、施行日前における設置又は廃止については、なお従前の例による。

第五条 銀行又は長期信用銀行の外国における支店その他の営業所又は代理店の設置又は廃止に関する新銀行法第八条第二項(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後における設置又は廃止につい

第八条 新銀行法第二十条、第五十二条の二十九及び第五十二条の二十九（これらの規定を新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）の規定は、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社（新銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。）若しくは長期信用銀行持株会社（新長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以

#### 4 この法律の施行の際現に旧銀行法第八条第一

卷之三

設置又は廃止につ  
下この項及び次条第三項において同じ。)の施行

項の規定により設置された代理店において銀行代理業を営む者(新銀行法第五十二条の六十一第一項に規定する銀行等に限る。次項において「銀行代理業を営む銀行等」という。)に対する新銀行法第五十二条の六十一第三項の規定の適用については、同項中「銀行代理業を営もうとす

いってはなお從前の例による。  
第六条 新銀行法第八条第三項(新長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に締結する外国における業務の委託契約について適用する。

日以後に開始する営業年度に係るこれらの規定に規定する書類について適用し、銀行若しくは長期信用銀行又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社の施行日前に開始した営業年度に係るこれらの書類については、なお従前の例による。

るときは」とあるのは、「銀行法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)の施行の日から起算して三月以内に」とする。

法第十七条、第三条の規定による改正後の信用金庫法(以下「新信用金庫法」という。)第八十九条第一項、第四条の規定による改正後の労働金庫法(以下「新労働金庫法」という。)第九十四条第一項及び第六条の規定による改正後の協同組合による金庫法(以下「新協同組合による金庫法」とい

2 新銀行法第二十二条第一項及び第二項(新長期信用銀行法第十七条)、新信用金庫法第八十九条第一項、新労働金庫法第九十四条第一項及び新協会法第六条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する銀行等の営業年度又は事業年度に係る二つ見ること

十二条の六十一第二項の規定にかかるらず前項の規定により読み替えて適用する同条第三項

合による金融事業に関する法律(以下「新協合法」という。)第六条第一項において準用する場

の営業年度又は事業年度に係るこれらの規定は規定する書類について適用し、施行日前に開始

の規定による届出をするまでの間は、適用しな  
い。

合を含む。)の規定は、銀行等(銀行、長期信用銀行、信用金庫等)は信用金庫連合会、労働

した銀行等の営業年度又は事業年度に係るこれらの書類については、なお前記の例による。

#### 第四条 銀行（新銀行法第二条第一項に規定する

銀行 信用金庫若しくは信用金庫連合会 完全  
金庫若しくは労働金庫連合会又は信用協同組合

**第九条** 新銀行法第五十二条の四十三及び第五十

銀行をいう。以下同じ。)又は長期信用銀行(第二条の規定による改正後の長期信用銀行法(以下「新長期信用銀行法」という。)第二条に規定す

若しくは信用協同組合連合会（新協金法第二条第一項に規定する信用協同組合連合会をいう。）をいう。以下この条及び次条第二項において同

二条の四十四(これらの規定を新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協金法第

る長期信用銀行をいう。以下同じ。)の支店そその他の営業所又は代理店の設置又は廃止に関する新銀行法第八条第一項(新長期信用銀行法第十

じ。)の施行日以後にする取引又は行為について適用し、銀行等の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。

六条の五第一項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる新銀行法第二条第十四項に規定する行為(新長期信用銀行法

第十六条の五第二項、新信用金庫法第八十五条の二第二項、新労働金庫法第八十九条の三第三項及び新協金法第六条の三第二項に規定する行為を含む。)について適用する。

2 新銀行法第五十二条の五十(新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協金法第六条の五第一項において準用する場合を含む)。

以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する銀行代理業者、長期信用銀行代理業者(新長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者をいう。以下同じ。)、労働金庫代理業者(新信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。)、信用金庫代理業者(新労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。)又は信用協同組合代理業者(新協金法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。)の規定は、施行日以後に開始する所屬銀行(新銀行法第二条第一項に規定する所屬銀行をいう。)、所属长期信用銀行(新長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所屬长期信用銀行をいう。)、所属信用金庫(新信用金庫法第八十五条の二第三項

に規定する所屬信用金庫をいう。)、所属労働金庫(新労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。)若しくは所属信用協同組合(新協金法第六条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。)又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 この法律の施行の際現に新長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行

類を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定により許可を受けたものとみなされる者については、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の三十九条において準用する新銀行法第八条第一項

の規定は、同項の規定にかかわらず、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。

六条の五第三項及び第四項の規定、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第十一条、第五十二条の三十七、第五十二条の三十九条、第五十二条の四十一まで、第五十二条の三十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の四十九の規定は、同項の規定にかかわらず、当該許可を受けたものとみなされる者が前項の規定により同項に規定する書類を提出するまでの間は、適用しない。

4 この法律の施行の際現に旧長期信用銀行法第十七条において準用する旧銀行法第八条第一項

の規定により設置された代理店において長期信用銀行代理業を営む者(新長期信用銀行法第十六条の七に規定する長期信用銀行代理業を営む者等に限る。次

項において「長期信用銀行代理業を営む長期信用銀行代理業の廃止を命じ」とする。

5 長期信用銀行代理業を営む長期信用銀行等について、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の三十九の規定は、新長期信用銀行法第十七条において準用する新銀行法第五十二条の六十一第二項の規定にかかわらず、前項の規定により読み替えて適用する同条第三項の規定による届出をするまでの間は、適用しない。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律の施行の際現に新信用金庫法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項各号に掲げる書

第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理

に規定する所屬信用金庫をいう。)、所属労働金庫(新労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。)若しくは所属信用協同組合(新協金法第六条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。)又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社の営業年度又は事業年度に係る新銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

2 前項の規定により引き続き長期信用銀行代理業を営む場合においては、その者を長期信用銀行代理業者とみなして、新長期信用銀行法第十

六条の五第三項及び第四項の規定により読み替えて適用する新長期信用銀行法第十六条の五第一項の規定にかかるべきは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3 新銀行法第五十二条の五一(新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第三項及び新協金法第六条の五第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に開始する所屬銀行(新銀行法第二条第一項に規定する所屬銀行をいう。)、所属长期信用銀行(新長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所屬长期信用銀行をいう。)、所属信用金庫(新信用金庫法第八十五条の二第三項

業(以下この条において「信用金庫代理業」といふ。)を行つてゐる者は、施行日から起算して三ヶ月間(当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新信用金庫代理業の廃止を命じられたときは、当該処分のあった日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新信用金庫法第八十五条の二第一項の規定にかかわらず、引き続き信用金庫代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定により引き続き信用金庫代理業を行つてゐる者はとみなして、新信用金庫法第八十九条第一項又は第三項において準用する新銀行法第十三条の二、第二十四条、第二十五条、第三十八条、第五十二条の三十六第三項及び第八十七条第二項の規定、新信用金庫法第八十九条第一項又は第三項において準用する新銀行法第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十六条(第十一号に係る部分に限る。)及び第五十七条の四第二項の規定並びにこれらの規定に係る新信用金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新信用金庫法第八十九条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、

「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「信用金庫代理業の廃止を命じ」とする。

第十三条 この法律の施行の際現に新労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業（以下この条において「労働金庫代理業」という。）を行つてゐる者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に同条第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新労働金庫法第九十四条第三項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により労働金庫代理業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

十二条までの規定を適用する。」の場合において、新協金法第六条の五第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「信用協同組合代理業の廃止を命じ」とする。

次項の規定により読み替えて適用する新協金法第六条の五第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信用協同組合代理業の廃止を命じられたときは、当該分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新協金法第六条の三第一項の規定かかわらず、引き続き信用協同組合代理業をなすことができる。その者がその期間内に同項許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不可の処分があるまでの間も、同様とする。

前項の規定により引き続き信用協同組合代理業を行う場合においては、その者を信用協同組合代理業者とみなして、新協金法第六条の三第三項及び第七条の二第二項の規定、新協金法第

第十五條 新銀行法第五十二条の三十六第一項、  
新長期信用銀行法第十六条の五第一項、新信用  
金庫法第八十五条の二第二項、新労働金庫法第  
八十九条の三第一項又は新協金法第六条の三第  
一項の許可を受けようとする者は、この法律の  
施行前においても、新銀行法第五十二条の三十一  
七（新長期信用銀行法第十七条、新信用金庫法  
第八十九条第三項、新労働金庫法第九十四条第  
三項又は新協金法第六条の五第一項において準  
用する場合を含む。）の規定の例により、その申  
請を行うことができる。

3 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関する、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同一の罰金刑を科する。

当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、新農業協同組合法第九十二条の二第一項の規定にかかるわらず、引き続き特定信用事業代理業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

第十八条 新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十の規定三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以後に行われる新農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する行為について適用する。

組合法第百二十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業(以下この条において「特定信用事業代理業」という。)を行つてゐる者は、施行日から起算して三月間(当該期間内に新水産業協同組合法第百二十二条の二第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新水産業協同組合法第百二十二条の四第一項において

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)  
第十六条 第七条の規定による改正後の農業協同組合法(以下「新農業協同組合法」という。)第

農業協同組合法第十一條の二の三、第九十二条の二第三項、第九十三条第二項及び第九十八条の規定、新農業協同組合法第九十二条の規定、新銀行法第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から

(水産業協同組合法の一部改正に半ば至る前置き)  
協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所  
属組合をいう。)の事業年度に係る新農業協同組  
合法第九十二条の四第一項において準用する新  
銀行法第五十二条の五十一第一項に規定する書  
類について適用する。

2 前項の規定によつて引き続き特定信用事業代理業を行ふことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

第十七条 この法律の施行の際現に新農業協同組

から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第

同組合法(以下「新水産業協同組合法」という。) 第十一条の二(新水産業協同組合法第十一二条)

## 業代理業者(新水産業協同組合法第百二十一条)

事業代理業（以下この条において「特定信用事業代理業」という。）を行っている者は、施行日から起算して三月間（当該期間内に新農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行政法第五十二条の五十六第一項の規定により特定信用事業代理業の廃止を命じられたときは、

四項及び第五十六条(第十一号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る新農業協同組合法第六章の規定を適用する。この場合において、新農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいづれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「特定信用事業代理業の廃止を命じ」とする。

第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、組合(漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。)の施行日以後にする取引又は行為について適用し、組合の施行日前にした取引又は行為については、なお從前の例による。

いう。次条第二項において同じ。)とみなして、新水産業協同組合法第十二条の六の三(新水産業協同組合法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。)、第二百二十二条の二第三項、第二百二十二条第二項及び第二百二十七条第三項の規定、新水産業協同組合法第二百二十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十

官 報 (号 外)

一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四五五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条(第十一号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る新水産業協同組合法第九章の規定を適用する。この場合において、新水産業協同組合法第二百二十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「特定信用事業代理業の廃止を命じ」とする。

二十二条 新水産業協同組合法第二百二十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四の規定は、施行日以後に行われる新水産業協同組合法第二百二十二条の二第二項に規定する行為について適用する。

新水産業協同組合法第二百二十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十の規定は、施行日以後に開始する特定信用事業代理業者の営業年度又は事業年度に係る同条第一項に規定する報告書について適用する。

新水産業協同組合法第二百二十二条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する所属組合(新水産業協同組合法第二百二十二条の二第三項に規定する所属組合をいう。)の事業年度に係る新水産業協同組合法第二百二十二条の五十一第一項に規定する書類について適用する。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)  
第二十二条 第九条の規定による改正後の農林中央金庫法(以下「新農林中央金庫法」という。)第三条第六項の規定は、施行日以後に締結する外国における業務の委託契約について適用する。  
第二十三条 新農林中央金庫法第五十九条の規定は、農林中央金庫の施行日以後に取引行為について適用し、農林中央金庫の施行日前にした取引又は行為については、なお従前の例による。  
第二十四条 この法律の施行の際現に新農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業(以下この条において「農林中央金庫代理業」という。)を営んでいる者は、施行日から起算して三月間当該期間内に新農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可に係る申請について不許可の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替えて適用する新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫代理業の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間は、新農林中央金庫法第九十五条の二第一項の規定にかかわらず、引き続き農林中央金庫代理業を営むことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。  
2 前項の規定により引き続き農林中央金庫代理業を営む場合には、その者を農林中央金庫代理業者(新農林中央金庫法第九十五条の二

第三項に規定する農林中央金庫代理業者をいう。次条第二項において同じ。)とみなして、新農林中央金庫法第五十九条、第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに第九十五条の二第三項の規定、新農林中央金庫法第五十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十四まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条(第十一号に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る新農林中央金庫法第十一章の規定を適用する。この場合において、新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し」とあるのは「農林中央金庫代理業の廃止を命じ」とする。

3 新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の五十一の規定は、施行日以後に開始する農林中央金庫の事業年度に係る同条第一項に規定する書類について適用する。

(準備行為)

第二十六条 新農業協同組合法第九十二条の二第一項、新水産業協同組合法第百二十一条の二第一項又は新農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を受けようとする者は、この法律の施行前においても、新農業協同組合法第九十二条の四第一項、新水産業協同組合法第百二十一条の四第一項又は新農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する新銀行法第五十二条の三十七の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 前項の規定による申請に係る申請書又はこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金刑に処する。

3 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して二億円以下の罰金刑を、その人にに対して同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告とし、人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法

律の規定を準用する。

(漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律の一部改正)

第二十七条 漁業用海岸局を開設運用する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会に対する水産業協同組合法の適用の特例に関する法律(昭和二十五年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第十一条第十項」を「第十一条第七項」に改める。

第九条中「第八十七条第十二項」を「第八十七

条第九項】に改める。

(自動車損害賠償保障法の一部改正)

第二十四条第二項第一号中「第十条第三十六条ただし書」を「第十条第二十項ただし書」に改める。

第二十九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一「二十四号〔〕」に次のように加える。

#### ハ 銀行の外国における業務の委託契約の締結に係る認可

別表第一「二十四号の六」を同表第二十四号の七とし、同表第二十四号の二から第二十四号の五までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十四号の次に次のように加える。

#### 二十四の二 金融機関の代理業の許可

|   | 認可件数 | 一件につき九万円 |
|---|------|----------|
| (一) 銀行法第五十二条の三十六第一項(許可)の銀行代理業の許可  | 許可件数 | 一件につき九万円 |
| (二) 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十一条の五第一項(長期信用銀行代理業の許可)の長期信用銀行代理業の許可            | 許可件数 | 一件につき九万円 |
| (三) 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十一条の二第一項(許可)の信用金庫代理業の許可                       | 許可件数 | 一件につき九万円 |
| (四) 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第一項(許可)の労働金庫代理業の許可                       | 許可件数 | 一件につき九万円 |
| (五) 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十三号)第六条の三第一項(信用協同組合代理業の許可)の信用協同組合代理業の許可 | 許可件数 | 一件につき九万円 |

別表第一「第三十一号」の前に次のように加える。

三十の六 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可又は農林中央金庫等の代理業の許可

(一) 農林中央金庫の外国における業務の委託契約の締結に係る認可  
 (二) 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十五条の二第一項(許可)の農林中央金庫代理業の許可  
 (三) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)第九十二条の二第一項(許可)の特定信用事業代理業の許可  
 (四) 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第一百二十二条の二第一項(許可)の特定信用事業代理業の許可

| 別表第三の二十四の項中「(昭和二十二年法律第二百三十二号)」を削る。                             | 別表第一の二の項の次に次のように加える。  | 別表第一の二の項の次に次のように加える。   |
|--|---|--|
| （住民基本台帳法の一部改正）   | （住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。   | （住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)による同法第五十二条の三十六第一項の許可又は同法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの           |
| （一） 金融庁又は財務省   | （一） 金融庁又は財務省  | （一） 金融庁又は財務省   |
| （二） 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百二十七号)第十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの | （二） 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による同法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの  | （二） 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による同法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの                         |
| （三） 金融庁若しくは財務省   | （三） 金融庁若しくは財務省  | （三） 金融庁若しくは財務省   |
| （四） 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第一項(許可)の労働金庫代理業の許可            | （四） 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十五条の二第一項(許可)の労働金庫代理業の許可 | （四） 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十五条の二第一項(許可)の労働金庫代理業の許可 |
| （五） 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十一条の二第一項(許可)の信用金庫代理業の許可            | （五） 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十五条の二第一項(許可)の信用金庫代理業の許可                  | （五） 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十五条の二第一項(許可)の信用金庫代理業の許可 |

官報(号外)

一の六 金融庁又は財務省

協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)による同法第六条の三第一項の許可又は同法第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二の七 金融庁若しくは財務省又は農林水産省

農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)による同法第九十二条の二第一項の許可又は同法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二の八 金融庁若しくは財務省又は農林水産省

水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)による同法第一百二十二条の二第一項の許可又は同法第一百二十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

二の九 金融庁若しくは財務省又は農林水産省

農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)による同法第九十五条の二第一項の許可又は同法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三中八の項を削り、七の項を八の項とし、二の項から六の項までを一項ずつ繰り下げる。一の項の次に次のように加える。

二 都道府県知事

労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第十一号を削り、第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げる。第一号の次に次のように加える。

二 労働金庫法による同法第八十九条の三第一項の許可又は同法第九十条第三項において準用する銀行法第五十二条の三十九第一項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)  
第三十一条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改める。  
1 第八十六条郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたもののうち郵便貯金銀行の委託を受けて営む銀行法第二条第十四条に規定する銀行代理業が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その成立の時において、郵便貯金銀行を所属銀行(同条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。)として同法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四条中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為(第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法(平成

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の一部改正)

第三十二条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第十一項」を「第八項」に改める。

(社債等の振替に関する法律の一部改正)

第三十三条 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四十四条第一項第三号中「又は代理店」を削る。

(郵政民営化法の一部改正)

第三十四条 郵政民営化法(平成十七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第二号中「第一百十二条第二項」を「第一百十二条第三項」に改める。

第八十四条を次のように改める。

(銀行代理業の許可に関する特例)

第八十四条 郵便局株式会社が営む業務として承継計画において定められたもののうち郵便貯金銀行の委託を受けて営む銀行法第二条第十四条に規定する銀行代理業が含まれている場合においては、郵便局株式会社は、その

成立の時において、郵便貯金銀行を所属銀行

(同条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下同じ。)として同法第五十二条の三十六第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の場合における銀行法の規定の適用については、同法第二条第十四条中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為(第一号に掲げる行為)とあるのは「次に掲げる行為(第一号に掲げる行為にあつては郵政民営化法(平成

十七年法律第二号)の施行の際における同法第百十一条第一項第一号の政令で定める業務に係るものに限る。」と、同法第五十二条の四十二条第四項中「第五十二条の三十六第一項の許可の申請書に申請者が銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務を営む旨の記載がある場合において、当該申請者が当該許可を受けたときにはとあるのは「郵便局株式会社が営む業務として郵政民営化法第一百六十六条第一項に規定する承継計画において定められたもののうち銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

第九十八条第二項第二号中「代理店が継続的に設置されている」を「銀行代理業者銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。以下同じ。」への継続的な業務の委託がされているに改める。

第一百一条中「及び代理店」を削り、同条に次の二項を加える。

2 郵便貯金銀行は、この法律の施行の時において、郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者として承継計画において定められたものについて、第一百十二条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第百十二条第一項後段を削り、同条第二項中「前項」を「前一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 郵便貯金銀行は、銀行法第二条第十四項各号に掲げる行為を委託する旨の契約を締結しようとするときは、又は当該契約を終了しようとするときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

第一百六条第一項中「代理店の営業所」を「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者の営業所又は事務所」に改める。

第一百七条第一項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等(銀行法第二十条第二項に規定する子法人等)」に改め、同条第二項において同じ。又は

郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者(前項の銀行代理業者を除く)次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。又は

郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者(前項の銀行代理業者を除く)次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。又は

郵便貯金銀行を「子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改め、同項中「子会社」を「子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改める。

第一百八条第一項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業者」に改め、同

条第二項中「子会社」を「子法人等若しくは郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改め、同条第五項中「子会社」を「子法人等又は郵便貯金銀行から業務の委託を受けた者」に改める。

第一百九十六条第四号中「第一百十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

(郵便局株式会社法の一部改正)

第三十五条 郵便局株式会社法(平成十七年法律第号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「業務の範囲」に改め、同

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十六条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第二項の表第五十八条第一項の項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所属銀行(銀行法昭和五十九年法律第五十九号)第二条第十六項に規定する所属銀行をいう」とする銀行代

理業者(同条第十五項に規定する銀行代理業者)をいう。」に改める。

附則第六十七条を次のように改める。

第六十七条 郵政民営化法第八十四条第一項に規定する場合において、郵便局株式会社が郵便貯金銀行の許諾を得て郵便窓口業務等受託者(施行日から引き続いだ新委託法第七条に規定する再委託契約に基づき新委託法第五条に規定する再委託業務を行う者)をい

う。以下同じ。)に再委託をして銀行代理業第二項に規定する再委託業務を行なう者をい

う。以下同じ。)を「附則第六十八条第一項」を「附則第六十七条第一項又は第六十八条第一項」に、

(銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。附則第七十四条第一項第四号において同じ。)を「附則第六十八条第一項」を「附則第六十七条第一項又は第六十八条第一項」に、

銀行を「附則第七十四条第一項第四号において同じ。)を行なわせる旨が承継計画(郵政民営化法第八十六条第一項に規定する承継計画をいう。以下同じ。)において定められて

るときは、郵便窓口業務等受託者は、この法律の施行の時において、郵便貯金銀行を所属銀行(銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。)として銀行法第五十二条の三十一号に掲げる行為に該当する。

第六条第一項の許可を受けたものとみなす。

前項の場合における銀行法の規定の適用に

ついては、同法第二条第十四項中「次に掲げる行為」とあるのは「次に掲げる行為(第一号に掲げる行為に該当するものとみなす)」に改め、同

条第五項を削る。

(郵便局株式会社法の一部改正)

第三十五条 郵便局株式会社法(平成十七年法律第号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「業務の範囲」に改め、同

条第五項を削る。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十六条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「業務の範囲」に改め、同

条第五項を削る。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十六条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第四十二条第二項の表第五十八条第一項の項中「代理店」を「郵便貯金銀行を所属銀行(銀行法昭和五十九年法律第五十九号)第二条第十六項に規定する所属銀行をいう」とする銀行代

関する法律(平成十七年法律第号)附則第六十七条第一項に規定する郵便窓口業務等受託者が営む業務として郵政民営化法第八十六条第一項に規定する承継計画において定められたもののうちに銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務がある場合においては」とする。

附則第七十四条第一項ただし書中「第五号」を「第四号」に、「附則第六十八条第一項」を「附則第六十七条第一項又は第六十八条第一項」に、

「又は」を「若しくは」に、「登録を受けた」を「許可を受け、又は登録を受けた」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 銀行代理業

(金融庁設置法の一  
部改正)

第三十七条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「イからマまで」を「イからケまで」に改め、同条第三号中マをケとし、二からヤまでをホからマまでとし、ハの次に次のように加える。

二 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信  
用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協  
同組合代理業、農業協同組合法(昭和二  
十二年法律第百三十二号)第九十二条の  
二第二項に規定する特定信用事業代理  
(検討)

第三十七条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「イからマまで」を「イからケまで」に改め、同条第三号中マをケとし、二からヤまでをホからマまでとし、ハの次に次のように加える。

(金融庁設置法の一  
部改正)

第三十七条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「イからマまで」を「イからケまで」に改め、同条第三号中マをケとし、二からヤまでをホからマまでとし、ハの次に次のように加える。

二 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信  
用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協  
同組合代理業、農業協同組合法(昭和二  
十二年法律第百三十二号)第九十二条の  
二第二項に規定する特定信用事業代理  
(検討)

第三十七条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「イからマまで」を「イからケまで」に改め、同条第三号中マをケとし、二からヤまでをホからマまでとし、ハの次に次のように加える。

二 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信  
用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協  
同組合代理業、農業協同組合法(昭和二  
十二年法律第百三十二号)第九十二条の  
二第二項に規定する特定信用事業代理  
(検討)

第三十七条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「イからマまで」を「イからケまで」に改め、同条第三号中マをケとし、二からヤまでをホからマまでとし、ハの次に次のように加える。

二 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信  
用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協  
同組合代理業、農業協同組合法(昭和二  
十二年法律第百三十二号)第九十二条の  
二第二項に規定する特定信用事業代理  
(検討)

第三十七条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「イからマまで」を「イからケまで」に改め、同条第三号中マをケとし、二からヤまでをホからマまでとし、ハの次に次のように加える。

二 銀行代理業、長期信用銀行代理業、信  
用金庫代理業、労働金庫代理業、信用協  
同組合代理業、農業協同組合法(昭和二  
十二年法律第百三十二号)第九十二条の  
二第二項に規定する特定信用事業代理  
(検討)

第三十七条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「イからマまで」を「イからケまで」に改め、同条第三号中マをケとし、二からヤまでをホからマまでとし、ハの次に次のように加える。

の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

第四十一条 前項の規定により金融庁長官に委任された権限並びにこの附則の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣の権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長(農林水産大臣及び厚生労働大臣にあつては、地方支分部局の長)に委任することができる。

第四十二条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十三条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第四十四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定期実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律による改正後の金融諸制度について検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

官 報 (号 外)

審査報告書（行政監視委員会  
請願審査報告第一号）

平成十七年十月二十四日

參議院議長 扇千景殿 行政監視委員長 山口那津男

内閣に送付するを要するもの  
松江市における交通事故死の疑いのある事案  
の明確な説明を求めるこに關する請願

第七号

**投票者氏名**

（原山優子君） 情報公開・個人情報保護審査会委員（高橋滋君及び村上裕章君）、電波監理審議会委員（井口武雄君及び羽鳥光俊君）、日本放送協会経営委員会委員（多賀谷一照君）、中央更生保護審査会委員（橋本詔子君及び原田和徳君）、中央社会保険医療協議会委員（室谷千英君）、労働保険審査会委員（井上和子君）及び公害健康被害補償不服審査

|        |        |
|--------|--------|
| 贊成者氏名  | 二三七名   |
| 阿部 正俊君 | 愛知 治郎君 |
| 青木 幹雄君 | 司君     |
| 浅野 勝人君 | 秋元     |
| 有村 治子君 | 荒井 正吾君 |
| 市川 一朗君 | 泉 信也君  |
| 岩井 國臣君 |        |

平成十七年十月二十六日 参議院会議録第九号

松江市における交通事故死の疑いのある事案の明

めることに関する請願

投票者氏名

六

平成十七年十月二十六日 参議院会議録第九号

投票者氏名

六二

官 報 (号 外)

国家公務員等の任命に関する件「総合科学技術會議議員（岸本忠三君）、日本放送協会経営委員会委員（石原邦夫君、菅原明子君及び高崎ゆかり君）及び社会保険審査会委員（根本眞君）」

二一九名

|           |           |                   |               |                     |
|-----------|-----------|-------------------|---------------|---------------------|
| 大門実紀史君    | 吉川 春子君    | 忠三君               | 日本放送協会経営委員会委員 | 等の任命に関する件「総合科学技術会議」 |
| 近藤 正道君    | 正雄君       | 君、菅原明子君及び高崎ゆかり君)及 | 審査会委員(根本眞君)   | 福島みすほ君              |
| 潤上 貞雄君    | 慶子君       | 陽悦君               | 又市 征治君        | 大田 昌秀君              |
| 糸数 鈴木     | 鈴木        | 黒岩 宇洋君            | 福島みすほ君        | 仁比 聰平君              |
| 陽悦君       |           |                   |               |                     |
| 石         |           |                   |               |                     |
| 阿部 正俊君    | 愛知 治郎君    | 二二九名              |               |                     |
| 青木 幹雄君    | 秋元 司君     |                   |               |                     |
| 浅野 勝人君    | 荒井 正吾君    |                   |               |                     |
| 有村 治子君    | 泉 信也君     |                   |               |                     |
| 市川 一朗君    | 岩井 國臣君    |                   |               |                     |
| 岡田 岩城     | 岩永 浩美君    |                   |               |                     |
| 萩原 小野     | 尾辻 秀久君    |                   |               |                     |
| 加納 大仁田    | 大野つや子君    |                   |               |                     |
| 景山俊太郎君    | 狩野 安君     |                   |               |                     |
| 木村 片山虎之助君 | 柏村 武昭君    |                   |               |                     |
| 木村 郁夫君    | 金田 加治屋義人君 |                   |               |                     |
| 木村 仁君     | 北岡 秀二君    |                   |               |                     |
| 岸 信夫君     | 川口 順子君    |                   |               |                     |
| 北川イッセイ君   | 沓掛 哲男君    |                   |               |                     |
| 国井 正幸君    | 金田 勝年君    |                   |               |                     |
| 小池 正勝君    | 柏村 武昭君    |                   |               |                     |
| 小泉 顕雄君    | 岸 宏一君     |                   |               |                     |
|           | 小泉 寛之君    |                   |               |                     |
|           | 小泉 昭男君    |                   |               |                     |
|           | 小斎平敏文君    |                   |               |                     |

參議院會議錄第九號

投票者氏名

|     |      |     |    |     |     |     |     |     |     |        |     |     |     |     |     |    |    |     |     |    |     |     |        |    |     |    |
|-----|------|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|-----|----|-----|-----|--------|----|-----|----|
| 吉田  | 山本   | 山下  | 山崎 | 矢野  | 溝手  | 三浦  | 松村  | 松田  | 保坂  | 福島啓史郎君 | 橋本  | 野村  | 西島  | 中島  | 中川  | 常田 | 竹山 | 伊達  | 田村  | 田浦 | 関口  | 鈴木  | 清水嘉与子君 | 佐藤 | 小林  |    |
| 博美君 | 一大太君 | 英利君 | 力君 | 哲朗君 | 顯正君 | 一水君 | 龍二君 | 岩夫君 | 三藏君 | 哲郎君    | 聖子君 | 英利君 | 啓雄君 | 弘文君 | 雅治君 | 裕君 | 詳君 | 忠一君 | 公平君 | 直君 | 昌一君 | 政二君 | 孝雄君    | 新君 | 祥鑾君 | 溫君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 坂本由紀子君 | 佐藤 昭郎君 |
| 山東 昭子君 | 椎名 一保君 |
| 末松 弘成君 | 信介君    |
| 関谷 勝嗣君 | 勝嗣君    |
| 田中 直紀君 | 直紀君    |
| 田村耕太郎君 | 田村耕太郎君 |
| 竹中 平藏君 | 平藏君    |
| 武見 敬三君 | 敬三君    |
| 鶴保 康介君 | 康介君    |
| 中川 義雄君 | 義雄君    |
| 中島 真人君 | 真人君    |
| 中原 爽君  | 爽君     |
| 二之湯 智君 | 智君     |
| 西田 吉宏君 | 吉宏君    |
| 野上浩太郎君 | 野上浩太郎君 |
| 南野知恵子君 | 南野知恵子君 |
| 林 芳正君  | 芳正君    |
| 藤野 公孝君 | 公孝君    |
| 舛添 要一君 | 要一君    |
| 松村 祥史君 | 祥史君    |
| 松山 政司君 | 政司君    |
| 水落 敏栄君 | 敏栄君    |
| 森元 恒雄君 | 恒雄君    |
| 山内 俊夫君 | 俊夫君    |
| 山崎 正昭君 | 正昭君    |
| 山谷えり子君 | 山谷えり子君 |
| 山本 順三君 | 順三君    |
| 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 |

|        |        |     |
|--------|--------|-----|
| 足立     | 若林     | 正俊君 |
| 朝日     | 家西     | 信也君 |
| 犬塚     | 大石     | 正光君 |
| 岩本     | 小川     | 勝也君 |
| 大久保    | 正司君    | 惣治君 |
| 岡崎トミ子君 | 喜納     | 昌吉君 |
| 神本美恵子君 | 工藤堅太郎君 | 正夫君 |
| 喜納     | 小林     | 東君  |
| 高嶋     | 佐藤     | 雄平君 |
| 千葉     | 芝      | 博一君 |
| 内藤     | 主濱     | 了君  |
| 津田弥太郎君 | 鈴木     | 寛君  |
| 富岡由紀夫君 | 高嶋     | 良充君 |
| 武夫君    | 千葉     | 景子君 |
| 眞熟君    | 白      |     |
| 廣野ただし君 | 平田     |     |
| 武志君    | 藤原     |     |
| 正司君    | 前田     |     |

|        |        |        |        |    |     |    |     |    |     |        |
|--------|--------|--------|--------|----|-----|----|-----|----|-----|--------|
| 松井     | 孝治君    | 藤本     | 祐司君    | 福山 | 哲郎君 | 前川 | 清成君 | 伊藤 | 基隆君 | 浅尾慶一郎君 |
| 大塚     | 耕平君    | 北澤     | 俊美君    | 大江 | 康弘君 | 江田 | 五月君 | 池口 | 修次君 | 脇 雅史君  |
| 佐藤     | 道夫君    | 小林     | 元君     | 木俣 | 佳丈君 | 尾立 | 源幸君 | 今泉 | 昭君  | 辻      |
| 櫻井     | 充君     | 島田智哉子君 | 那谷屋正義君 | 加藤 | 敏幸君 | 大塚 | 耕平君 | 伊藤 | 基隆君 | 羽田雄一郎君 |
| 佐藤     | 道夫君    | 田名部匡省君 | 林 久美子君 | 木俣 | 佳丈君 | 木俣 | 耕平君 | 松井 | 孝治君 | 廣中和歌子君 |
| 櫻井     | 充君     | 樺葉賀津也君 | 辻 泰弘君  | 木俣 | 佳丈君 | 木俣 | 耕平君 | 前川 | 清成君 | 平野 達男君 |
| 谷 博之君  | 那谷屋正義君 | 島田智哉子君 | 辻 泰弘君  | 木俣 | 佳丈君 | 木俣 | 耕平君 | 伊藤 | 基隆君 | 平野 達男君 |
| 直嶋 正行君 | 那谷屋正義君 | 樺葉賀津也君 | 辻 泰弘君  | 木俣 | 佳丈君 | 木俣 | 耕平君 | 松井 | 孝治君 | 廣中和歌子君 |
| 辻 泰弘君  | 那谷屋正義君 | 島田智哉子君 | 辻 泰弘君  | 木俣 | 佳丈君 | 木俣 | 耕平君 | 前川 | 清成君 | 平野 達男君 |
| 辻 泰弘君  | 那谷屋正義君 | 樺葉賀津也君 | 辻 泰弘君  | 木俣 | 佳丈君 | 木俣 | 耕平君 | 伊藤 | 基隆君 | 廣中和歌子君 |

反对者氏名

|        |        |        |        |      |
|--------|--------|--------|--------|------|
| 円 松岡   | より子君   | 水岡     | 松下     | 新平君  |
| 築瀬     | 峰崎     | 直樹君    | 森      | ゆうこ君 |
| 柳田     | 篠原     | 進君     | 柳澤     | 光美君  |
| 仁比     | 角田     | 稔君     | 山下八洲夫君 |      |
| 聰平君    | 井上     | 山根 隆治君 | 山本 孝史君 |      |
| 小林美恵子君 | 紙      | 蓮 航君   | 和田ひろ子君 |      |
| 吉川 春子君 | 智子君    | 若林 秀樹君 | 渡辺 秀央君 |      |
| 大門実紀史君 | 義一君    | 荒木 清寛君 | 浮島とも子君 |      |
|        | 角田 義一君 | 風間 旭君  | 木庭健太郎君 |      |
|        | 黒岩 宇洋君 | 白浜 一良君 | 白浜 一良君 |      |
|        | 長谷川憲正君 | 遠山 清彦君 | 遠山 清彦君 |      |
|        | 荒井 広幸君 | 浜田 昌良君 | 浜田 昌良君 |      |
|        | 渕上 貞雄君 | 弘友 和夫君 | 弘友 和夫君 |      |
|        | 近藤 正道君 | 松 あきら君 | 松 あきら君 |      |
|        | 角田 義一君 | 山下 栄一君 | 山下 栄一君 |      |
|        | 吉川 春子君 | 山本 保君  | 山本 保君  |      |
|        | 大門実紀史君 | 鈴木 糸数  | 山本 香苗君 |      |
|        | 聰平君    | 小池 晃君  | 渡辺 孝男君 |      |
|        | 吉川 春子君 | 陽悦君    | 大田 昌秀君 |      |
|        |        |        | 福島みづほ君 |      |
|        |        |        | 山口那津男君 |      |

官 報 (号 外)

平成十七年十月二十六日 参議院会議録第九号

投票者氏名

国家公務員等の任命に関する件「総合科学技術会議議員（庄山悦彦君）」

贊成者氏名

二二二名

田村耕太郎君  
竹中 平蔵君  
武見 敬三君

岡崎トミ子君  
神本美恵子君  
喜納 昌吉君

加藤  
敏幸

加藤修一

風間一良

|     |        |        |     |
|-----|--------|--------|-----|
| 田村  | 伊達     | 竹山     | 裕君  |
| 大久保 | 忠一君    | 谷川     | 秀善君 |
| 犬塚  | 鶴保     | 中川     | 庸介君 |
| 家西  | 中原     | 島      | 義雄君 |
| 岩本  | 二之湯    | 中島     | 真人君 |
| 朝日  | 西田     | 西田     | 爽君  |
| 足立  | 吉宏君    | 野上浩太郎君 |     |
| 若林  | 南野知恵子君 | 林芳正君   |     |
| 山本  | 藤野     | 公孝君    |     |
| 山下  | 松田     | 岩夫君    |     |
| 山崎  | 溝手     | 龍二君    |     |
| 矢野  | 三浦     | 一水君    |     |
| 吉田  | 哲朗君    | 英利君    |     |
| 正俊君 | 博美君    | 太君     |     |
| 信也君 | 力君     | 君      |     |
| 悟君  | 顯正君    | 君      |     |
| 司君  | 俊弘君    | 君      |     |
| 正光君 | 君      | 君      |     |
| 勝也君 | 君      | 君      |     |
| 小川  | 大石     | 大石     | 大久保 |

|        |        |      |      |
|--------|--------|------|------|
| 田村耕太郎君 | 竹中     | 平蔵君  | 武見   |
| 大塚     | 常田     | 三三郎君 | 敬三   |
| 大江     | 中島     | 啓雄君  | 享詳君  |
| 今泉     | 中村     | 雅治君  | 弘文君  |
| 江田     | 西島     | 英利君  | 曾根   |
| 昭君     | 橋本     | 聖子君  | 西銘   |
| 五月君    | 松山     | 政司君  | 順志郎君 |
| 源幸君    | 森元     | 敏榮君  | 福島   |
| 耕平君    | 山内     | 俊夫君  | 啓史郎君 |
| 康弘君    | 山崎     | 正昭君  | 哲郎君  |
|        | 山谷     | えり子君 | 舛添   |
|        | 山本     | 順三君  | 要一君  |
|        | 脇      | 雅史君  | 祥史君  |
|        | 伊藤     | 基隆君  |      |
|        | 浅尾慶一郎君 |      |      |

岡崎トミ子君 神本美恵子君 喜納 昌吉君  
 工藤堅太郎君 佐藤 雄平君 小林 輿石  
 佐藤 博一君 東君 芝 主濱 了君  
 鈴木 寛君 高嶋 良充君 千葉 景子君  
 高嶋 良充君 千葉 景子君 田中 弥太郎君  
 田中 弥太郎君 平田 広田 前田 武志君  
 内藤 正光君 藤原 健三君 藤原 正司君  
 西岡 武夫大君 富岡由紀大君 津田 弥太郎君  
 富岡由紀大君 津田 弥太郎君 幸田 ひろ子君  
 渡辺 秀央君 和田 ひろ子君 山本 孝史君  
 柳澤 光美君 森 ゆうこ君 山下八洲夫君  
 水岡 俊一君 松岡 徹君

加藤  
木俣  
北澤  
佐藤  
小林  
郡司  
俊美  
島田智哉子  
櫻井  
元  
椿葉賀津也  
田名部匡省  
辻  
谷  
那谷屋正義  
直嶋  
辻  
谷  
博之  
マルティニ  
ジルネ  
那谷屋正義  
直嶋  
正行  
羽田雄一郎  
林久美子  
平野達男  
広中和歌子  
藤本祐司  
福山哲郎  
松井孝治  
前川清成  
円より子  
峰崎進  
築瀬  
柳田直樹  
山根  
蓮  
若林  
荒木  
浮島とも子  
隆治  
筋  
秀樹  
清寛

|    |       |    |       |       |       |     |
|----|-------|----|-------|-------|-------|-----|
| 氏名 | 井上    | 哲士 | 山本    | 香苗    | 浜四津敏子 | 澤雄二 |
|    | 紙     | 智子 | 渡辺    | 孝男    | 西田    | 美仁  |
|    | 小林美恵子 | 仁比 | 荒井    | 広幸    | 福本    | 潤一  |
|    | 大田    | 聰平 | 長谷川憲正 | 山口那津男 | 山本    | 泰三  |
|    | 福島みづほ | 昌義 | 鈴木    | 陽悦    | 西田    | 昭三  |
| 又市 | 征治    |    |       |       | 阿部    | 修二  |
| 有村 |       |    |       |       | 青木    | 正俊  |
| 浅野 |       |    |       |       | 幹雄    | 正明  |
| 勝人 |       |    |       |       | 浜田    | 谷合  |
| 治子 |       |    |       |       | 山口    | 谷合  |

|               |               |               |               |               |               |               |               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 風間            | 木庭健太郎         | 白浜            | 一良            | 弘友            | 和夫            | 松             | 遠山            | 浜田            | 昌良            |
| 泉             | 秋元            | 荒井            | 信也            | 愛知            | 治郎            | 正吾            | 真会委員(沼田智      | 審査会委員(松川      | 木庭健太郎         |
| 二二二名          |
| 労働保険審査会委員(沼田智 |
| 大門実紀史         | 吉川            | 近藤            | 渕上            | 市田            | 小池            | 黒岩            | 鰐淵            | 田村            | 山本            |
| 正道昌           | 春子            | 正道昌           | 貞雄            | 忠義            | 晃             | 秀昭            | 洋子            | 榮一            | 保             |
| 系数            | 慶子            | 仁             | 義一            | 義一            | 義一            | 一             | 一             | 一             | 一             |

官 報 (号 外)

平成十七年十月二十六日

參議院會議錄第九號

投票者氏名

中原 二之湯 智母  
西田 吉宏君  
野上浩太郎君  
南野知恵子君  
林 芳正君  
藤野 孝季君  
松村 祥史君  
松山 政司君  
水落 敏栄君  
舛添 一君  
要一君  
森元 恒雄君  
山内 俊夫君  
山崎 正昭君  
山谷えり子君  
吉村剛太郎君  
山本 順三君  
脇 雅史君  
今泉 昭君  
池口 修次君  
浅尾慶一郎君  
伊藤 基隆君  
木俣 耕平君  
大塚 康弘君  
大江 五月君  
尾立 源幸君  
加藤 敏美君  
佐藤 佳文君  
北澤 美君  
小林 元君  
郡司 彰君  
道夫君  
元君

島田智哉子君 櫻井  
榛葉賀津也君 充君  
田名部匡省君 直嶋  
那谷屋正義君 辻  
泰弘君 谷 博之君  
羽田雄一郎君 正行君  
平野 達男君  
広中和歌子君 林 久美子君  
前川 清成君 藤本 祐司君  
峰崎 築瀬 松井 孝治君  
柳田 隆治君 山根 稔君  
蓮 繁君 若林 秀樹君  
荒木 清寛君 浮島とも子君  
風間 舟君 浜田 昌良君  
木庭健太郎君 遠山 一良君  
弘友 和夫君 白浜 清彦君

芝 鈴木 主濱 博一君  
高嶋 寛君 了君  
富岡由紀夫君  
内藤 千葉 津田弥太郎君  
西岡 正光君  
白 真鶴君  
平田 健二君  
広田 一君  
廣野ただし君  
藤末 健三君  
藤原 正司君  
前田 武志君  
松岡 徹君  
水岡 俊一君  
柳澤 光美君  
森 ゆうこ君  
山下八洲夫君  
山本 孝史君  
和田ひろ子君  
渡辺 秀央君  
加藤 修一君  
魚住裕一郎君  
草川 昭三君  
澤 雄二君  
谷合 正明君  
西田 寒仁君  
浜四津敏子君  
福本 潤 一君

日程第一 政治資金規

改正する法律  
一三五名

反対者氏名

近藤正道君五名

卷之二

黑岩 宇洋君

吉川 春子君

荒井  
広幸君

小池  
晃君

小林美恵子君

蜀辭

井上哲士語

松あきら君

山口那津男君

平成十七年十月二十六日 參議院会議録第九号

投票者氏名

六六

大江 加藤 敏幸君  
大塚 耕平君  
木俣 北澤 俊美君  
郡司 佐藤 道夫君  
小林 元君  
櫻井 充君  
島田智哉子君  
榛葉賀津也君  
田名部匡省君  
辻 泰弘君  
谷 博之君  
辻 泰弘君  
那谷屋正義君  
直嶋 正行君  
羽田雄一郎君  
林 久美子君  
平野 達男君  
前川 清成君  
福山 哲郎君  
藤本 祐司君  
松井 孝治君  
松下 新平君  
水岡 俊一君  
森 ゆうこ君  
柳澤 光美君  
山本 山下八洲夫君  
山本 孝史君  
和田ひろ子君

大久保 勉君 喜納 昌吉君 神本美恵子君 岡崎トミ子君  
工藤堅太郎君 小林 正夫君 與石 東君 佐藤 雄平君 芝 博一君  
鈴木 寛君 主演 了君

官 報 (号 外)

平成十七年十月二十六日

參議院會議錄第九号

投票者氏名

|        |        |        |         |       |     |
|--------|--------|--------|---------|-------|-----|
| 坂本由紀子君 | 佐藤昭郎君  | 小林溫君   | 佐藤櫻井新君  | 鴻池泰三君 | 祥馨君 |
| 山東昭子君  | 椎名一保君  | 未松信介君  | 清水嘉与子君  | 陣内孝雄君 |     |
| 関谷勝嗣君  | 世耕弘成君  | 田中直紀君  | 田村鈴木政二君 | 関口昌一君 |     |
| 竹中平藏君  | 武見敬三君  | 田村耕太郎君 | 田村公公平君  | 田浦直君  |     |
| 常田享詳君  | 中島啓雄君  | 伊達忠一君  | 竹山裕君    |       |     |
| 竹中平藏君  | 西島英利君  | 中川雅治君  | 谷川秀善君   |       |     |
| 武見敬三君  | 中曾根弘文君 | 中川雅治君  | 鶴保庸介君   |       |     |
| 竹中平藏君  | 西銘順志郎君 | 中村博彦君  | 中川義雄君   |       |     |
| 常田享詳君  | 西島英利君  | 中島真人君  | 中島真人君   |       |     |
| 田中直紀君  | 中村博彦君  | 中島爽君   | 中島爽君    |       |     |
| 田中直紀君  | 橋本聖子君  | 二之湯智君  | 西田吉宏君   |       |     |
| 田中直紀君  | 福島啓史郎君 | 野村哲郎君  | 野上浩太郎君  |       |     |
| 田中直紀君  | 真鍋賢二君  | 岩夫君    | 南野知惠子君  |       |     |
| 田中直紀君  | 松村龍二君  | 龍二君    | 藤野公孝君   |       |     |
| 田中直紀君  | 三浦一水君  | 一水君    | 松村舛添要一君 |       |     |
| 田中直紀君  | 溝手矢野君  | 矢野哲朗君  | 松村敏栄君   |       |     |
| 田中直紀君  | 山崎山下君  | 山下英利君  | 森元恒雄君   |       |     |
| 田中直紀君  | 吉田山本君  | 山本太君   | 松山政司君   |       |     |
| 田中直紀君  | 吉田山本君  | 吉田博美君  | 水落敏栄君   |       |     |
| 田中直紀君  | 吉田山本君  | 吉田正俊君  | 祥史君     |       |     |
| 田中直紀君  | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 山内俊夫君   |       |     |
| 田中直紀君  | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 山谷えり子君  |       |     |
| 田中直紀君  | 吉村剛太郎君 | 吉村剛太郎君 | 順三君     |       |     |

足立 家西 朝日 俊弘君  
塚 直史君 司君  
岩本 小川 勝也君  
大石 正光君  
大久保 勉君  
岡崎トミ子君  
神本美恵子君  
喜納 昌吉君  
工藤堅太郎君  
小林 正夫君  
輿石 東君  
佐藤 雄平君  
芝 博一君  
主演 了君  
鈴木 寛君  
高嶋 良充君  
千葉 景子君  
津田弥太郎君  
西岡 武夫君  
内藤 正光君  
平田 健二君  
広田 一君  
藤原 広野ただし君  
前田 健三君  
藤末 武志君  
松岡 正司君  
円 徹君  
より子君

|        |        |       |       |
|--------|--------|-------|-------|
| 浅尾慶一郎君 | 伊藤基隆君  | 江田今泉  | 池口修次君 |
| 五月君昭君  | 康弘君    | 源幸君   | 尾立    |
| 北澤俊美君  | 敏幸君    | 耕平君   | 大江康弘君 |
| 木俣佳丈君  | 木俣佳丈君  | 大塚耕平君 | 大塚尾立  |
| 櫻井充君   | 郡司彰君   | 加藤敏幸君 | 加藤源幸君 |
| 佐藤元君   | 小林元君   | 木俣耕平君 | 木俣加藤  |
| 島田智哉子君 | 道夫君    | 北澤俊美君 | 北澤木俣  |
| 桿葉賀津也君 | 道夫君    | 木俣敏幸君 | 木俣北澤  |
| 羽田雄一郎君 | 那谷屋正義君 | 北澤俊美君 | 北澤木俣  |
| 平野達男君  | 直嶋正行君  | 木俣耕平君 | 木俣北澤  |
| 広中和歌子君 | 谷博之君   | 木俣耕平君 | 木俣北澤  |
| 前川清成君  | 羽田雄一郎君 | 木俣耕平君 | 木俣北澤  |
| 福山哲郎君  | 那谷屋正義君 | 木俣耕平君 | 木俣北澤  |
| 藤本祐司君  | 直嶋正行君  | 木俣耕平君 | 木俣北澤  |
| 松井新平君  | 谷博之君   | 木俣耕平君 | 木俣北澤  |
| 俊一君    | 羽田雄一郎君 | 木俣耕平君 | 木俣北澤  |

反対者氏名

峰嶠 築瀬 進君 直樹君  
柳田 山根 隆治君 稔君  
蓮 若林 秀樹君  
荒木 清寛君  
浮島とも子君  
風間 祀君  
木庭健太郎君  
白浜 一良君  
谷合 正明君  
西田 實仁君  
浜四津敏子君  
福本 潤一君  
山口那津男君  
山本 香苗君  
渡辺 孝男君  
黒岩 宇洋君  
角田 義一君  
井上 哲士君  
紙 智子君  
小林美恵子君  
大田 昌秀君  
仁比 聰平君  
福島みづほ君  
又市 征治君  
田村 秀昭君  
糸数 麻子君

一七名

|        |             |
|--------|-------------|
| 森 柳澤   | ゆうこ君<br>光美君 |
| 山下八洲大君 | 山下          |
| 山本 孝史君 | 山本          |
| 和田ひろ子君 | 和田          |
| 渡辺 秀央君 | 渡辺          |
| 魚住裕一郎君 | 魚住          |
| 加藤 修一君 | 加藤          |
| 草川 昭三君 | 草川          |
| 澤 雄二君  | 澤           |
| 浜田 昌良君 | 浜田          |
| 高野 博師君 | 高野          |
| 遠山 清彦君 | 遠山          |
| 弘友 和夫君 | 弘友          |
| 松 あきら君 | 松           |
| 山下 栄一君 | 山下          |
| 山本 保君  | 山本          |
| 鰐淵 洋子君 | 鰐淵          |
| 鈴木 陽悦君 | 鈴木          |
| 市田 忠義君 | 市田          |
| 小池 翁君  | 小池          |
| 大門実紀史君 | 大門          |
| 吉川 春子君 | 吉川          |
| 近藤 正道君 | 近藤          |
| 荒井 貞雄君 | 荒井          |
| 渕上 広幸君 | 渕上          |
| 長谷川憲正君 | 長谷川         |

| 送付) |       | 名      | 一三一名 |
|-----|-------|--------|------|
| 阿部  | 正俊君   | 愛知     | 治郎君  |
| 青木  | 幹雄君   | 秋元     | 司君   |
| 浅野  | 勝人君   | 荒井     | 正吾君  |
| 有村  | 治子君   | 泉      | 信也君  |
| 市川  | 一朗君   | 岩井     | 國臣君  |
| 岩城  | 光英君   | 岩永     | 浩美君  |
| 小野  | 清子君   | 尾辻     | 秀久君  |
| 大仁田 | 厚君    | 大野つや子君 |      |
| 岡田  | 直樹君   | 岡田     | 広君   |
| 荻原  | 健司君   | 狩野     | 安君   |
| 加納  | 時男君   | 柏村     | 武昭君  |
| 景山  | 俊太郎君  | 金田     | 勝年君  |
| 片山  | 虎之助君  | 川口     | 順子君  |
| 龜井  | 郁夫君   | 岸      | 宏一君  |
| 木村  | 仁君    | 北岡     | 秀二君  |
| 岸   | 信夫君   | 沓掛     | 哲男君  |
| 北川  | イッセイ君 | 小泉     | 寛之君  |
| 国井  | 正幸君   | 倉田     |      |
| 小池  | 正勝君   | 小泉     | 昭男君  |
| 小泉  | 顕雄君   | 坂本     | 由紀子君 |
| 小林  | 泰三君   | 後藤     |      |
| 佐藤  | 新君    | 佐藤     |      |
| 清水  | 嘉与子君  | 博子     | 昭郎君  |
| 櫻井  |       | 未松     | 椎名   |
|     |       | 信介君    | 一保君  |

日程第三 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

## 官報(号外)

平成十七年十月二十六日 參議院会議録第九号

投票者氏名

|       |     |        |       |        |        |       |        |        |        |       |        |     |        |        |      |     |     |        |        |        |        |        |        |        |        |       |       |        |        |     |
|-------|-----|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-----|
| 鈴木 鉄口 | 政二君 | 関口 昌一君 | 田浦 田村 | 直君 公平君 | 伊達 忠一君 | 竹山 谷川 | 鶴保 廣介君 | 中川 義雄君 | 中島 真人君 | 中原 爽君 | 二之湯 西田 | 吉宏君 | 野上浩太郎君 | 南野知恵子君 | 林 藤野 | 芳正君 | 祥史君 | 松村 敏栄君 | 森元 恒雄君 | 山崎 俊夫君 | 山崎 正昭君 | 山谷えり子君 | 山本 順三君 | 吉村剛太郎君 | 魚住裕一郎君 | 加藤修一君 | 脇 雅史君 | 澤川 昭三君 | 高野 雄二君 | 博節君 |
|-------|-----|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|-----|--------|--------|------|-----|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-----|

反対者氏名

九九名

白

眞敷君

平田

健二君

西田

実仁君

浜田

昌良君

福本

潤一君

広田

一君

山口

那津男君

福山

哲郎君

藤本

祐司君

前川

清成君

松井

孝治君

西田

清彦君

浜田

昌良君

福本

潤一君

広野

だし君

大仁田

厚君

岡田

廣君

太田

豊秋君

岡田

直樹君

藤原

正司君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

徹君

円

より子君

松岡

徹君

前田

武志君

藤末

健三君

松岡

官 報 (号 外)

平成十七年十月二十六日

參議院會議錄第九號

投票者氏名

平成十七年十月二十六日

參議院會議錄第九號

**投票者氏名**

七〇

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 江田 五月君 | 小川 勝也君 | 山下八洲夫君 | 山根 隆治君 |
| 尾立 源幸君 | 大石 正光君 | 神本美恵子君 | 蓮 翩君   |
| 大江 康弘君 | 木俣 佳丈君 | 喜納 昌吉君 | 大久保 勉君 |
| 大塚 耕平君 | 北澤 俊美君 | 岡崎トミ子君 | 岡崎トミ子君 |
| 加藤 敏幸君 | 郡司 彰君  | 和田ひろ子君 | 渡辺 秀央君 |
| 木俣 佳丈君 | 小林 元君  | 魚住裕一郎君 | 若林 清寛君 |
| 北澤 俊美君 | 佐藤 道夫君 | 工藤堅太郎君 | 浮島とも子君 |
| 郡司 彰君  | 櫻井 充君  | 小林 正夫君 | 荒木 清寛君 |
| 木俣 佳丈君 | 島田智哉子君 | 奥石 東君  | 蓮 翩君   |
| 北澤 俊美君 | 櫻井 充君  | 佐藤 雄平君 | 和田ひろ子君 |
| 郡司 彰君  | 島田智哉子君 | 芝 博一君  | 大久保 勉君 |
| 木俣 佳丈君 | 櫻井 充君  | 主濱 了君  | 大久保 勉君 |
| 北澤 俊美君 | 島田智哉子君 | 鈴木 寛君  | 大久保 勉君 |
| 郡司 彰君  | 櫻井 充君  | 高嶋 良充君 | 大久保 勉君 |
| 木俣 佳丈君 | 島田智哉子君 | 千葉 景子君 | 大久保 勉君 |
| 北澤 俊美君 | 島田智哉子君 | 津田弥太郎君 | 大久保 勉君 |
| 郡司 彰君  | 島田智哉子君 | 内藤 正光君 | 大久保 勉君 |
| 木俣 佳丈君 | 島田智哉子君 | 西岡 武夫君 | 大久保 勉君 |
| 北澤 俊美君 | 島田智哉子君 | 富岡由紀夫君 | 大久保 勉君 |
| 郡司 彰君  | 島田智哉子君 | 羽田雄一郎君 | 大久保 勉君 |
| 木俣 佳丈君 | 島田智哉子君 | 林 久美子君 | 大久保 勉君 |
| 北澤 俊美君 | 島田智哉子君 | 平野 達男君 | 大久保 勉君 |
| 郡司 彰君  | 島田智哉子君 | 広中和歌子君 | 大久保 勉君 |
| 木俣 佳丈君 | 島田智哉子君 | 福山 哲郎君 | 大久保 勉君 |
| 北澤 俊美君 | 島田智哉子君 | 藤本 祐司君 | 大久保 勉君 |
| 郡司 彰君  | 島田智哉子君 | 前川 清成君 | 大久保 勉君 |
| 木俣 佳丈君 | 島田智哉子君 | 藤末 健三君 | 大久保 勉君 |
| 北澤 俊美君 | 島田智哉子君 | 前田 武志君 | 大久保 勉君 |
| 郡司 彰君  | 島田智哉子君 | 藤原 正司君 | 大久保 勉君 |
| 木俣 佳丈君 | 島田智哉子君 | 峰崎 直樹君 | 大久保 勉君 |
| 北澤 俊美君 | 島田智哉子君 | 柳田 稔君  | 大久保 勉君 |
| 木俣 佳丈君 | 島田智哉子君 | 吉川 春子君 | 大久保 勉君 |
| 北澤 俊美君 | 島田智哉子君 | 柳澤 光美君 | 大久保 勉君 |

## 反対者氏名

ジネン マルティ君  
辻 泰弘君  
那谷屋正義君  
直嶋 正行君  
羽田雄一郎君  
林 久美子君  
平野 達男君  
広中和歌子君  
福山 哲郎君  
藤本 祐司君  
前川 清成君  
藤末 健三君  
前田 武志君  
藤原 正司君  
峰崎 直樹君  
柳田 稔君

九名

井上 哲士君  
緒方 靖夫君  
角田 義一君  
市田 忠義君  
紙 智子君  
仁比 聰平君

集団的自衛権についての政府見解等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年十月十三日

参議院議長 扇 千景殿

藤末 健三

集団的自衛権についての政府見解等に関する質問に対する答弁書

右の質問主意書に対する答弁書等において、我が国が有する自衛権はあくまで個別の自衛権であり、集団的自衛権の行使は憲法の容認する自衛権の限界を超えるとの政府見解が示され、その解釈が既に定着している現状にある。

そこで、改めて集団的自衛権についての政府の見解をただしておきたいので、以下質問する。

昭和五十六年十一月十三日に政府から提出された「参議院議員秦豊君提出集団的自衛権の解釈に関する質問に対する答弁書」においては、「我が国が、国際法上、集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権行使することは、その範囲を超えるものであつて、憲法上許されないと考へている。」との見解を示しているが、このようないい憲法第九条の解釈・運用は、将来変更されるのではないか。

この答弁書において、「政府としては、このような見解を從来から一貫して採つてきているところであり、これを改める考えはない。」とし

てゐるが、この政府見解を変更しないことを担保した法令等の規定は既に存在するのか。

三 政府の憲法に関する解釈・運用が変更された事例は、過去にあるか。

四 政府は、昭和五十六年五月二十九日に提出した「衆議院議員稻葉誠一君提出『憲法、国際法と集団的自衛権』に関する質問に対する答弁書」における集団的自衛権を「自國と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利」としているが、北大西洋条約における集団的自衛権とはその内容に異なる点があるのか。また、異なる場合、その相違点によつて、我が国の安全保障政策に問題が生じることはあるのか。

右質問する。

平成十七年十月二十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員藤末健三君提出集団的自衛権についての政府見解等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出集団的自衛権についての政府見解等に関する質問に対する答弁書

集団的自衛権に関する政府の憲法解釈の変更について、平成十六年二月二十七日の参議院本会議における山本香苗議員の質疑及び同年八月二日の衆議院本会議における志位和夫議員の質疑に対する小泉内閣総理大臣の答弁において

